

浜田漁港における水産物の 生産・流通に関する業務継続計画

令和7年3月
浜田漁港 BCP 協議会

目次

浜田漁港 BCP の概要	1
1. はじめに	2
1) 背景	3
2) BCP 協議会	5
2. 基本情報	7
1) 基本情報について	8
2) 地域特性について	9
3) 浜田地域の漁業について	11
4) 想定される災害の整理	15
5) 問題点・課題の把握	19
3. 発災前にすべきこと	21
1) 発災前にすべきこと	22
2) 事前対策の実施	23
3) 浜田漁港 BCP の普及	29
4) BCP 訓練の実施	30
5) 見直し・改善	33
4. 発災後にすべきこと	34
1) 発災後対応の流れ	35
2) 避難、安全確保	36
3) 情報収集	37
4) 浜田漁港 BCP 協議会の開催準備	39
5) 浜田漁港 BCP 協議会の開催	41
6) 事後対策の実施	43
改訂履歴	58
参考資料	59

浜田漁港 BCP の概要

- ✓ 浜田漁港 BCP は 4 部構成から成る。
- ✓ 各部の冒頭に記載された目次を見ることで、目的のページを参照することが可能となる。

通常時(被災前)に見る箇所

1. はじめに : 2 ページ

「1. はじめに」では、BCP の必要性、BCP 協議会メンバーについて示している。

2. 基本情報 : 7 ページ

「2. 基本情報」では、浜田地域の基本的な情報を把握するため、地域特性や漁業について示している。また、浜田地域にて想定されている災害と、復旧における問題点・課題について示している。

3. 発災前にすべきこと : 21 ページ

「3. 発災前にすべきこと」では、被災を最小限に留めるため、被災後、早期復旧を図るための事前対策を示している。また、定期的実施することとして、浜田漁港 BCP を用いる訓練や、浜田漁港 BCP の見直し等について示している。

被災後に見る箇所

4. 発災後にすべきこと : 34 ページ

「4. 発災後にすべきこと」では、発災後に実施すべきことの内容と手順を示している。発災後は、「4. 発災後にすべきこと」を参照して、水産物の復旧を図る。

※ページ番号は浜田漁港 BCP の該当ページ

1. はじめに

1) 背景

- ✓ 浜田地域における水産物の生産・流通に携わる関係者などの生活を守り、地域経済への影響を抑えることを目的として、浜田漁港 BCP を策定した。

水産物の生産・流通は、水産物が生産される漁場をスタートとし、水産基盤である漁港をはじめ、市場、冷凍・冷蔵庫、加工場および運送業などが一体となって動いている。地震および津波などの大規模災害により、水産物の生産・流通機能が損なわれれば、水産物の安定供給に支障が生じ、消費者が水産物を購入することが困難となる。また、当該漁港を利用している漁業者や市場関係者など、水産物の生産・流通の関係者に影響を与えるのみならず、地域経済が大きな損害を受けることになる。

そのため、大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を講じることが必要である。近年では、災害への備えとして、水産物の生産・流通や加工原料の調達など、「**大規模災害などで被害を受けても重要業務（水産物の生産・流通）が中断しないこと**」、「**中断しても可能な限り短い期間で再開すること**」を目的とした水産物の生産・流通に関する BCP（Business Continuity Plan：業務継続計画）の導入が重要視されている。

浜田漁港は島根県西部に位置し、面する日本海には対馬暖流による暖かな海水と「日本海固有水」、「底部冷水」といった冷たい海水が存在するため暖水性から冷水性までの幅広い魚介類が漁獲される豊かな漁場が形成されている。

また、浜田漁港は県内最大の水揚量を誇る特定第三種漁港であり、沖合**底びき網**、中型**まき網**を中心に、定置網、一本釣り、いか釣り、採貝藻等の漁業が営まれ多種多様な魚介類が水揚げされている。

一方、浜田漁港では、近傍に島根県地域防災計画において想定されている地震断層が位置し、また想定津波高においても岸壁天端高を越える津波の襲来が予想されているなど、大規模災害への対応が必要不可欠である。特に、大規模災害が発生した場合は、漁港施設のみならず、漁場や流通などにも影響を及ぼすことが危惧されている。そのため、浜田漁港における水産関係者はもとより、地域経済への影響を抑えることを目的として、浜田漁港 BCP を策定した。

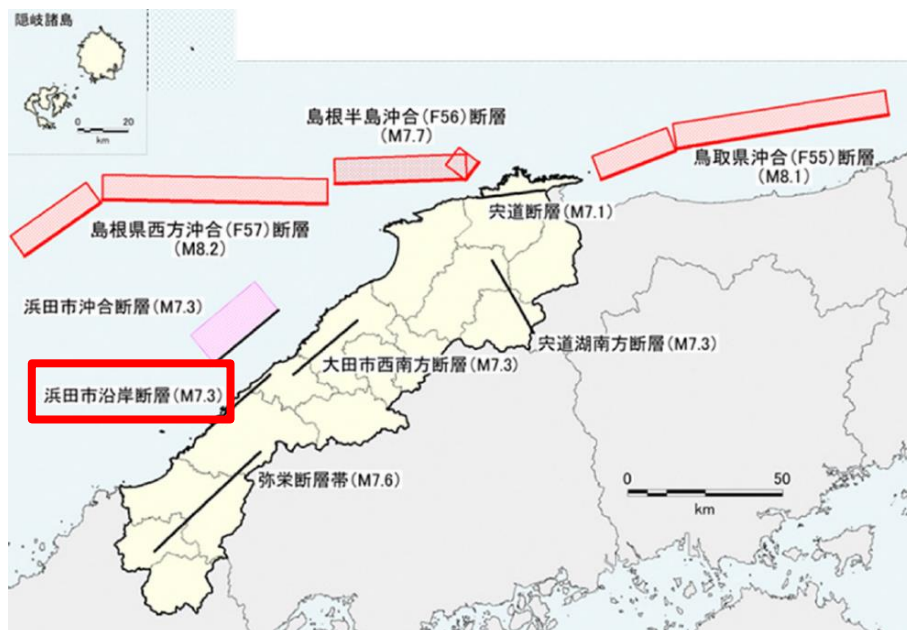


図- 1.1 想定地震の断層位置（陸域）

出典：島根県地震津波被害想定（H30.3）

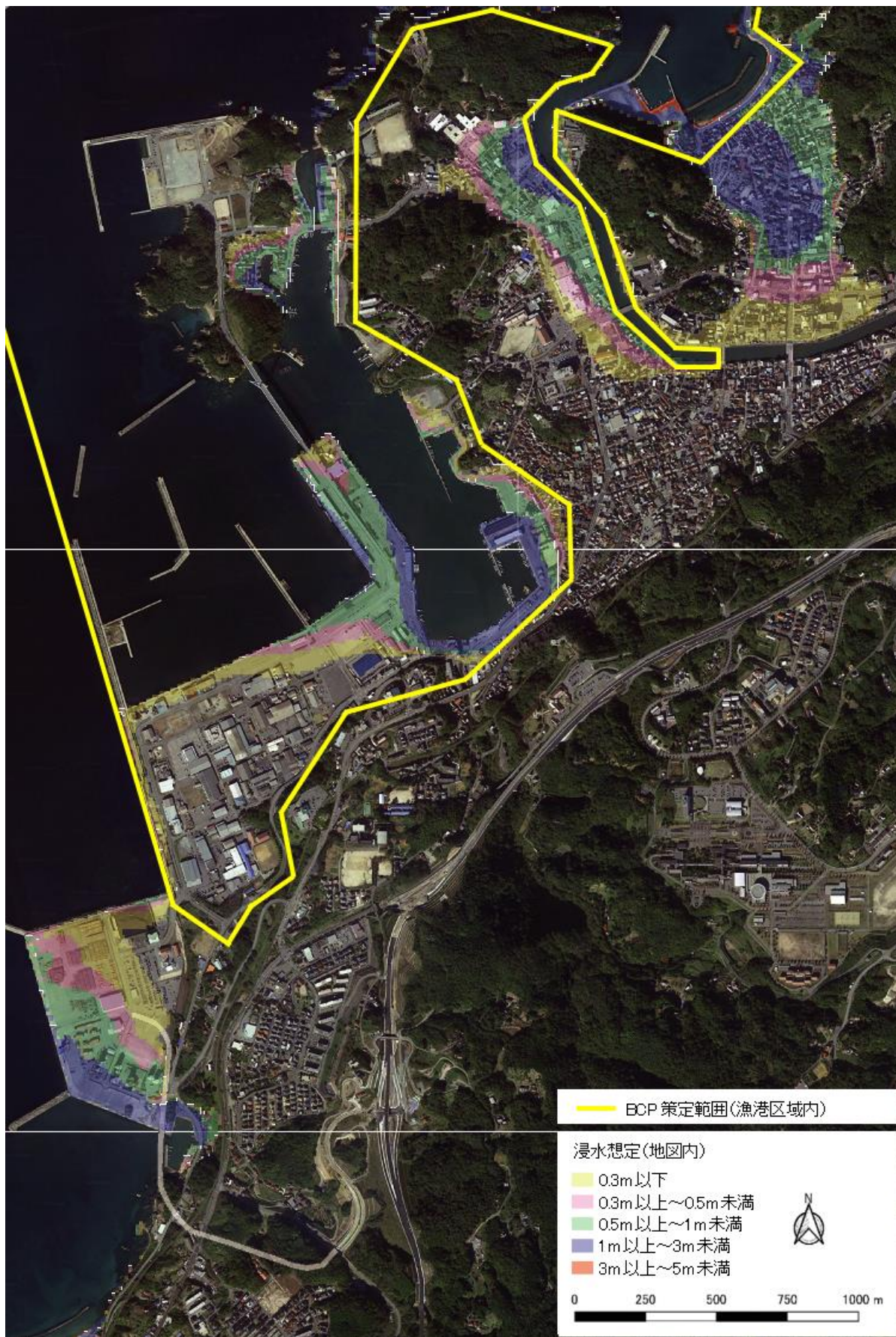


図- 1.2 最大浸水想定の際により想定される被害例

出典：島根県津波浸水想定図 (H29. 3)

2) BCP 協議会

- ✓ 浜田漁港 BCP 協議会が、BCP の作成・運用の中心となる。

大規模災害の発生後は、BCP 協議会が中心となり、漁業地域の水産物の生産・流通に携わる者が共通目標のもとに、連携して復旧を行うことが必要である。

＜BCP 協議会の役割・協議事項＞

①地域水産業 BCP と企業 BCP の連携

- BCP 協議会は、各関係主体が個々に策定している企業 BCP と、災害規模や検討範囲と整合性を図ることで、浜田漁港 BCP を、より実効性の高い計画にしていく。
※今後、浜田地域における各主体が個別の企業 BCP を作成し、浜田漁港 BCP に取り込むことが今後の課題となっている。

②事前対策および発生対策時における体制・役割分担を決定

- BCP 協議会は、漁業種類毎に実施すべき事前対策および事後対策を挙げ、実際にそれを実施する体制・役割分担を決める。

③対策の内容・優先順位の決定

- BCP 協議会は、対策を効率的に実施するため、漁業種類や機能等について、復旧における優先順位を設定する。

④計画策定後の更新・実践

- BCP 協議会は、浜田漁港 BCP の運用に向けた教育・訓練を実施して、見直し・改善を繰り返して計画を随時見直していく。

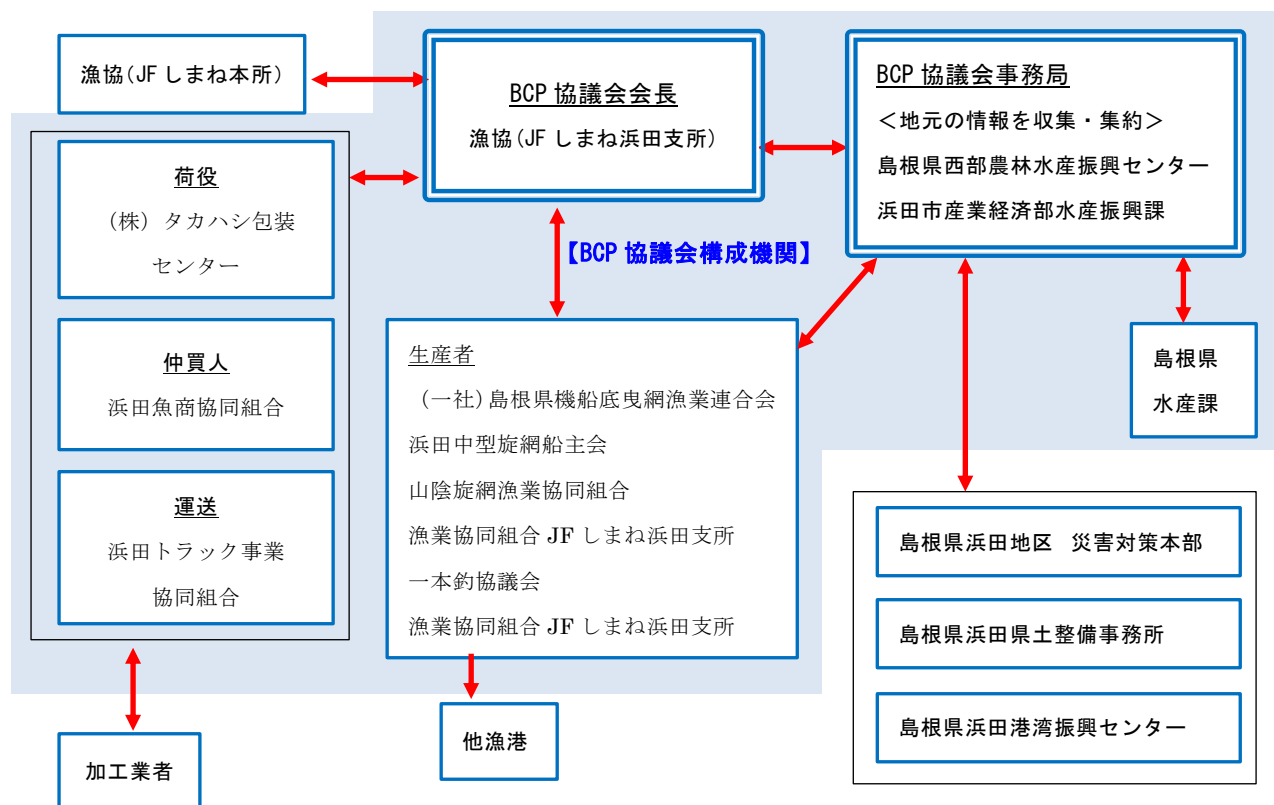


図- 1.3 浜田漁港 BCP 協議会連絡体制図

表- 1.1 浜田漁港 BCP 協議会の構成機関 (令和 7 年 3 月現在)

協議会の構成機関			住所	連絡先 (電話・FAX)
会長	卸売	漁業協同組合 JF しまね浜田支所	島根県浜田市原井町 3050-1 (7号市場 2階)	TEL 0855-22-3300 FAX 0855-22-1194
委員	生産者	一般社団法人島根県機船底曳網漁業連合会	島根県浜田市原井町 3050-1	TEL 0855-22-1576 FAX 同上
		浜田中型旋網船主会	島根県浜田市大辻町 111	TEL 0852-22-1537 FAX 0855-22-4818
		山陰旋網漁業協同組合	鳥取県境港市昭和町 2-23	TEL 0859-42-6381 FAX 0859-42-3385
		漁業協同組合 JF しまね浜田支所一本釣協議会	島根県浜田市原井町 3050-1	TEL 0855-22-3300 FAX 0855-22-1194
	仲買	浜田魚商協同組合	島根県浜田市原井町 3050-1	TEL 0855-22-1788 FAX 0855-23-0172
	荷役	株式会社タカハシ包装センター	島根県浜田市原井町 3050-34	TEL 0855-22-4503 FAX 0855-22-4586
	運送	浜田トラック事業協同組合	島根県浜田市下府町 327-114	TEL 0855-25-5912 FAX 0855-22-8360
	行政	島根県 西部農林水産振興センター 総務課	島根県浜田市片庭町 254 (浜田合同庁舎 5階)	TEL 0855-29-5629 FAX 0855-22-5637
		島根県 西部農林水産振興センター 水産課		TEL 0855-29-5632 FAX 0855-22-5637
		島根県 西部農林水産振興センター 漁港課		TEL 0855-29-5635 FAX 0855-22-5637
浜田市 産業経済部水産振興課		TEL 0855-25-9520 FAX 0855-23-3701		
事務局	行政	島根県 農林水産部 水産課	島根県松江市殿町 1	TEL 0852-22-5592 FAX 0852-22-5929
		島根県 西部農林水産振興センター 漁港課	島根県浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎 5階	TEL 0855-29-5635 FAX 0855-22-5637
		島根県 西部農林水産振興センター 水産課	島根県浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎 5階	TEL 0855-29-5632 FAX 0855-22-5637
		浜田市 産業経済部水産振興課	島根県浜田市殿町 1	TEL 0855-25-9520 FAX 0855-23-3701

2. 基本情報

1) 基本情報について

- ✓ 浜田漁港 BCP の基礎となる基本情報について把握する。

「2.基本情報」では、浜田漁港 BCP を策定する上で基礎となった、浜田漁港の基本情報について示している。

地域特性について : 9 ページ

「地域特性について」では、浜田漁港と周辺の主要漁港の立地と、周辺地域における浜田漁港の位置づけについて示している。

浜田地域の漁業について : 11 ページ

浜田漁港では、多様な漁業と多様な魚種が扱われる。その中でも、浜田地域経済への影響が大きい漁業を BCP 対象漁業種類として設定し、その漁業種類の流通特性について整理している。

想定される災害の整理 : 15 ページ

浜田地域にて発生が想定されている災害(最大規模となる災害として陸域地震・海域地震)について、浸水図と漁港施設への被害想定を示している。その他の災害時はこれを参考に対策の検討を行う。

問題点・課題の把握 : 19 ページ

被災後、水産物流通機能維持に必要となる機能や、復旧に時間がかかる機能について整理している。これらの機能は、優先的な対策が必要となる。

※ページ番号は浜田漁港 BCP の該当ページ

2) 地域特性について

✓ 周辺地域における浜田漁港の位置付けを確認する。

特定第三種漁港である浜田漁港は、島根県最大の産地市場、水産加工団地を有しており、県内唯一の国際貿易港浜田港が隣接している。浜田・益田圏域（島根県）総合水産基盤整備事業計画において流通・輸出拠点漁港に位置づけられており、今後陸揚量や輸出の増加が見込まれるため、平成28年度より、耐震・耐津波岸壁や高度衛生管理型荷捌所を整備し、令和4年に完成した。また、沖合底びき網、まき網で漁獲されるマアジ、カレイ類、アカムツ（ノドグロ）は“どんちっち”ブランドとして漁業者、流通、加工業者が一体となり、都会地等に向けて売り込みを行う取り組みを実施している。

大規模災害の発生後において、浜田漁港周辺における浜田市内の第一種及び第二種漁港を拠点とする漁船は、流通拠点である浜田漁港の利用が想定されるため、浜田漁港の流通機能を維持することが重要となる。

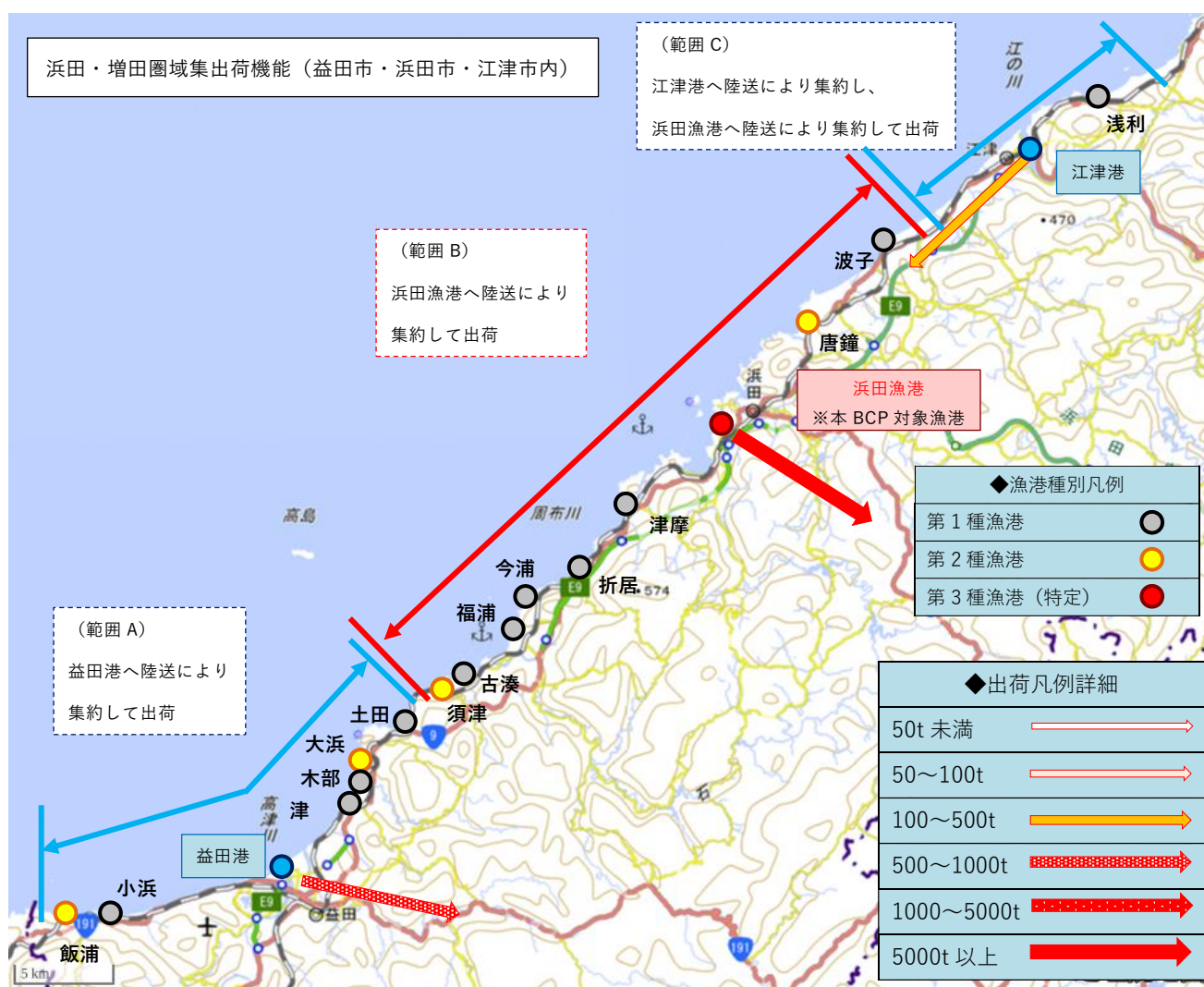


図- 2.1 浜田漁港と周辺の主要漁港

出典：国土地理院 地理院地図



図- 2.2 浜田漁港周辺図

出典：国土地理院 地理院地図

3) 浜田地域の漁業について

✓ 浜田地域の水産物生産・流通を支える漁業種類を把握する。

- ・ 浜田地域は、様々な漁業が行われ、多種多様な魚種が水揚げされる。
- ・ 底びき網漁業、まき網漁業の漁業種類が、陸揚量全体の約9割以上を占める。
- ・ 代表的な魚種はサバ類、マアジ、イワシ類、カレイ類、アカムツ（のどぐろ）、イカ類等。

表- 2.1 浜田漁港の漁業種類

R5 漁獲量 1.1 万トン、R5 漁獲高 3,756 百万円																																							
魚種別陸揚量の割合	漁業種類別陸揚量の割合																																						
<table border="1"> <caption>魚種別陸揚量の割合</caption> <tr><th>魚種</th><th>割合</th></tr> <tr><td>サバ</td><td>46%</td></tr> <tr><td>アジ</td><td>21%</td></tr> <tr><td>イワシ類</td><td>7%</td></tr> <tr><td>レンコダイ</td><td>4%</td></tr> <tr><td>ブリ・ワカナ</td><td>3%</td></tr> <tr><td>カレイ類</td><td>2%</td></tr> <tr><td>ケンサキイカ</td><td>2%</td></tr> <tr><td>アカムツ (のどぐろ)</td><td>2%</td></tr> <tr><td>スルメイカ</td><td>1%</td></tr> <tr><td>マダイ</td><td>1%</td></tr> <tr><td>アナゴ</td><td>1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9%</td></tr> </table>	魚種	割合	サバ	46%	アジ	21%	イワシ類	7%	レンコダイ	4%	ブリ・ワカナ	3%	カレイ類	2%	ケンサキイカ	2%	アカムツ (のどぐろ)	2%	スルメイカ	1%	マダイ	1%	アナゴ	1%	その他	9%	<table border="1"> <caption>漁業種類別陸揚量の割合</caption> <tr><th>漁業種類</th><th>割合</th></tr> <tr><td>大中型まき網</td><td>42%</td></tr> <tr><td>沖合底びき網 (地元船)</td><td>23%</td></tr> <tr><td>中型まき網 (地元船)</td><td>19%</td></tr> <tr><td>定置網・一本釣り等</td><td>6%</td></tr> <tr><td>中型まき網 (地元外)</td><td>10%</td></tr> </table> <p>注: 沖合底びき網 (地元船) の魚種は、カレイ・タイ・ノドグロ・イカ等。 注: 大中型まき網 (地元船) の魚種は、アジ・サバ・イワシ等。</p>	漁業種類	割合	大中型まき網	42%	沖合底びき網 (地元船)	23%	中型まき網 (地元船)	19%	定置網・一本釣り等	6%	中型まき網 (地元外)	10%
魚種	割合																																						
サバ	46%																																						
アジ	21%																																						
イワシ類	7%																																						
レンコダイ	4%																																						
ブリ・ワカナ	3%																																						
カレイ類	2%																																						
ケンサキイカ	2%																																						
アカムツ (のどぐろ)	2%																																						
スルメイカ	1%																																						
マダイ	1%																																						
アナゴ	1%																																						
その他	9%																																						
漁業種類	割合																																						
大中型まき網	42%																																						
沖合底びき網 (地元船)	23%																																						
中型まき網 (地元船)	19%																																						
定置網・一本釣り等	6%																																						
中型まき網 (地元外)	10%																																						
<p><代表魚種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サバ ・ マアジ ・ イワシ類 ・ カレイ類 ・ アカムツ (のどぐろ) ・ イカ類 <p>等</p>	<p><代表漁業種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖合底びき網 ・ 大中型まき網 ・ 中型まき網 ・ 定置網 ・ 一本釣り <p>等</p>																																						

参考：浜田漁港水揚資料 (R5 年)

✓ 代表的な漁業種類の漁業特性について把握する。

地域経済に与える影響を踏まえ、「**底びき網漁業**、**まき網漁業**」を代表的な漁業種類として被害想定等を検討するが、代表漁業種類の主要な施設となる荷捌所や岸壁は定置網及び一本釣りにおいても利用するため、ひいては、ほとんどの漁業種類の復旧につながるものとなる。

表- 2.2 BCP 対象漁業種類の概要(底びき網漁業/まき網漁業)

底びき網漁業																																								
陸揚量：0.20 万トン 陸揚金額：1,628 百万円 主な漁獲物：カレイ、タイ、 アカムツ (のどぐろ)、イカ類	<p>底びき網漁業 (R5)</p> <table border="1"> <caption>底びき網漁業 (R5) の漁獲量と漁獲高 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>漁獲量 (t)</th> <th>漁獲高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>120</td><td>100</td></tr> <tr><td>2月</td><td>220</td><td>180</td></tr> <tr><td>3月</td><td>240</td><td>200</td></tr> <tr><td>4月</td><td>180</td><td>150</td></tr> <tr><td>5月</td><td>140</td><td>120</td></tr> <tr><td>6月</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>7月</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>8月</td><td>100</td><td>180</td></tr> <tr><td>9月</td><td>220</td><td>220</td></tr> <tr><td>10月</td><td>220</td><td>200</td></tr> <tr><td>11月</td><td>230</td><td>200</td></tr> <tr><td>12月</td><td>220</td><td>180</td></tr> </tbody> </table>	月	漁獲量 (t)	漁獲高 (百万円)	1月	120	100	2月	220	180	3月	240	200	4月	180	150	5月	140	120	6月	0	0	7月	0	0	8月	100	180	9月	220	220	10月	220	200	11月	230	200	12月	220	180
月	漁獲量 (t)	漁獲高 (百万円)																																						
1月	120	100																																						
2月	220	180																																						
3月	240	200																																						
4月	180	150																																						
5月	140	120																																						
6月	0	0																																						
7月	0	0																																						
8月	100	180																																						
9月	220	220																																						
10月	220	200																																						
11月	230	200																																						
12月	220	180																																						
<ul style="list-style-type: none"> 水揚げ後に市場で値決めをした後、魚種に応じて出荷、加工に分類される。 「カレイ・イカ類」は主に地元で加工される。 「タイ・アカムツ」は主に県外へ出荷する。 	<p>まき網漁業 (R5)</p> <table border="1"> <caption>まき網漁業 (R5) の漁獲量と漁獲高 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>漁獲量 (t)</th> <th>漁獲高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>600</td><td>80</td></tr> <tr><td>2月</td><td>1000</td><td>140</td></tr> <tr><td>3月</td><td>1050</td><td>80</td></tr> <tr><td>4月</td><td>900</td><td>130</td></tr> <tr><td>5月</td><td>1250</td><td>210</td></tr> <tr><td>6月</td><td>700</td><td>130</td></tr> <tr><td>7月</td><td>600</td><td>100</td></tr> <tr><td>8月</td><td>250</td><td>60</td></tr> <tr><td>9月</td><td>400</td><td>140</td></tr> <tr><td>10月</td><td>350</td><td>100</td></tr> <tr><td>11月</td><td>200</td><td>60</td></tr> <tr><td>12月</td><td>500</td><td>200</td></tr> </tbody> </table>	月	漁獲量 (t)	漁獲高 (百万円)	1月	600	80	2月	1000	140	3月	1050	80	4月	900	130	5月	1250	210	6月	700	130	7月	600	100	8月	250	60	9月	400	140	10月	350	100	11月	200	60	12月	500	200
月	漁獲量 (t)	漁獲高 (百万円)																																						
1月	600	80																																						
2月	1000	140																																						
3月	1050	80																																						
4月	900	130																																						
5月	1250	210																																						
6月	700	130																																						
7月	600	100																																						
8月	250	60																																						
9月	400	140																																						
10月	350	100																																						
11月	200	60																																						
12月	500	200																																						
陸揚量：0.8 万トン 陸揚金額：1,479 百万円 主な漁獲物：アジ、サバ、イワシ	<ul style="list-style-type: none"> 水揚げ後に市場で値決めをした後、約 8 割は県外へ出荷され、約 2 割が地元の卸売（スーパー等）に出荷される。 魚種によっては輸出される。 																																							

参考：浜田漁港水揚資料 (R5 年)

✓ 各漁業種類の生産・流通過程における被害が想定される項目を把握する。

各漁業種類の生産・流通過程において、被害が想定される項目を、表- 2.3 に示す。各漁業種類の流通経路は図- 2.3～2.4 に示す。

表- 2.3 生産・流通過程において被害が想定される項目

場	項目	1. 底びき網漁業 (カレイなど)	2. まき網漁業 (サバなど)
漁場	瓦礫堆積	○	○
漁港	瓦礫堆積	○	○
	岸壁損傷	○	○
	漁船流出	○	○
	給油施設の損傷	○	○
	陸電機能損傷	○	○
	氷の不足	○	○
	飲料水の不足	○	○
	環境衛生	○	○
市場	荷捌所損傷	○	○
	機材流出 (陸揚台・ベルコン等)	○	○
	漁具流出	○	○
	魚箱流出	○	○
	フォークリフト	○	○
	パレット流出	○	○
	海水供給施設損傷	○	○
加工	加工場損傷	○	○
	冷凍施設損傷	○	○
	原材料の不足	○	○
	腐敗物処理	○	○
流通	臨港道路損傷	○	○
	出荷先の不足	○	○
	車両の不足	○	○
【○】 生産・流通の過程において被害が想定される項目			
【-】 想定されない項目			



図- 2.3 底びき網漁業の流通経路図



図- 2.4 まき網漁業の流通経路図

4) 想定される災害の整理

- ✓ 今後、浜田地域において発生が想定されている災害を確認する。
- ✓ 津波が発生した場合における被害規模を把握する。

本漁港 BCP においては、「地震」及び「津波」による浜田漁港の漁港機能への影響を対象として、連携及び手順等を検討する。その他「漂着ごみ」等の災害は、「地震」「津波」時の連携及び手順に準じて対応できるものとし、個別の検討は省略する。

対象とする地震及び津波は、図- 1. 1及び図- 2. 5に示す地域防災計画で想定される断層のうち、「島根県地震被害想定調査報告書（H30. 3）」を参考として、浜田漁港が位置する浜田市に最も被害を与える災害を対象とする。

島根県内で想定される陸域地震について表- 2. 4に示す。全県で最も被害が大きいのは「宍道断層の地震」となるが、浜田市内の被害は「浜田市沿岸断層の地震」が最も大きくなる。また、この地震が港湾施設被害においては想定される地震の中では2番目に大きい。浜田漁港周辺において、想定される被害例について図- 2. 6～図- 2. 8に示す。このことから、陸域での発生地震については、「浜田市沿岸断層の地震」に伴って発生する被害を想定し計画を立案する。

また、島根県内で想定される海域地震について表- 2. 5に示す。全県で最も被害が大きいのは「島根半島沖合（F56）断層の地震」が最大となるが、津波被害の観点でみると、浜田市においては、「島根県西方沖合（F57）断層の地震」が建物被害6, 778棟、浸水被害2, 810棟と最大となる。図- 2. 9に浜田漁港において想定される津波の被害例を示す。

このことから、津波については、「島根県西方沖合（F57）断層の地震」発生時の被害等を想定し計画を立案する。

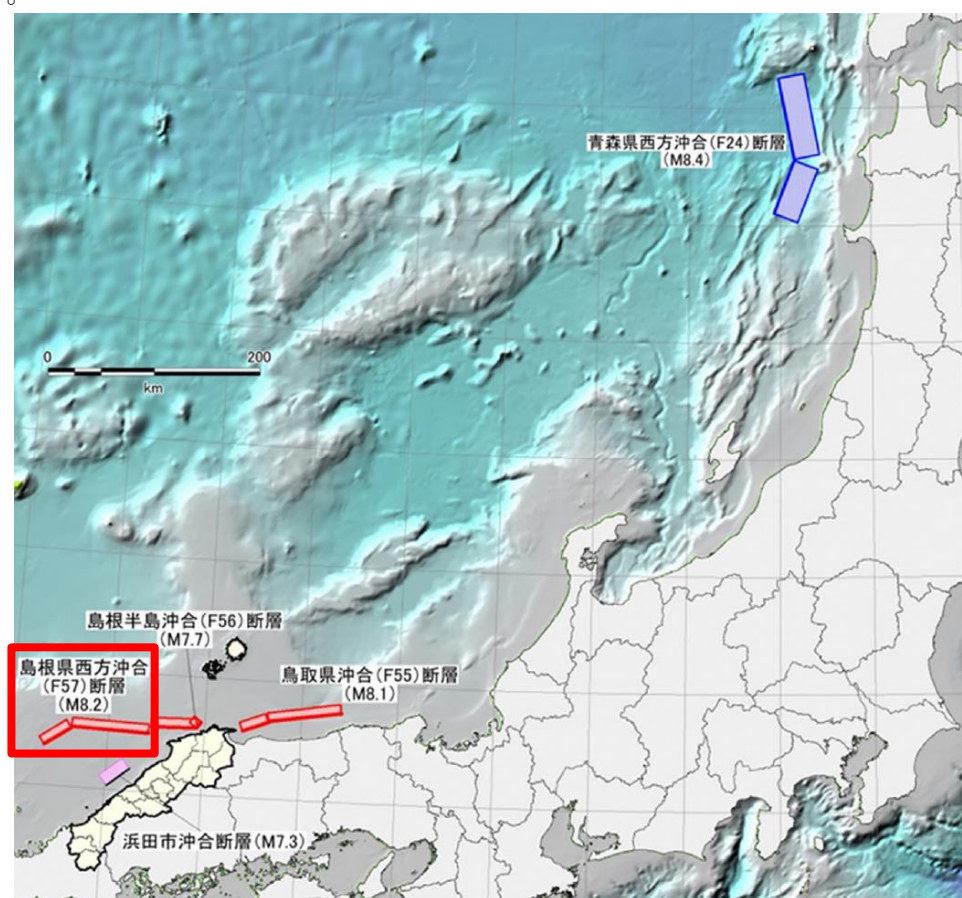


図- 2. 5 想定地震の断層位置（海域）

出典：島根県地震津波被害想定（H30. 3）

表- 2.4 地域防災計画における想定地震（陸域）

想定地震	マグニチュード (Mj)	建物被害 ^{※1} (棟)		港湾施設被害 ^{※2} (箇所)	
		全県	浜田市	港湾	漁港
宍道断層の地震	7.1	13,361	0	32	68
宍道湖南方断層の地震	7.3	3,337	0	1	1
大田市西南方断層の地震	7.3	4,039	0	8	16
浜田市沿岸断層の地震	7.3	6,213	6,103	24	37
弥栄断層帯の地震	7.6	1,979	330	7	11

※1 全壊+半壊（揺れ(冬)+液状化+傾斜地崩壊)の合計

参考：島根県地震津波被害想定（H30.3）

※2 島根県全体の岸壁+物揚場の被害箇所の合計

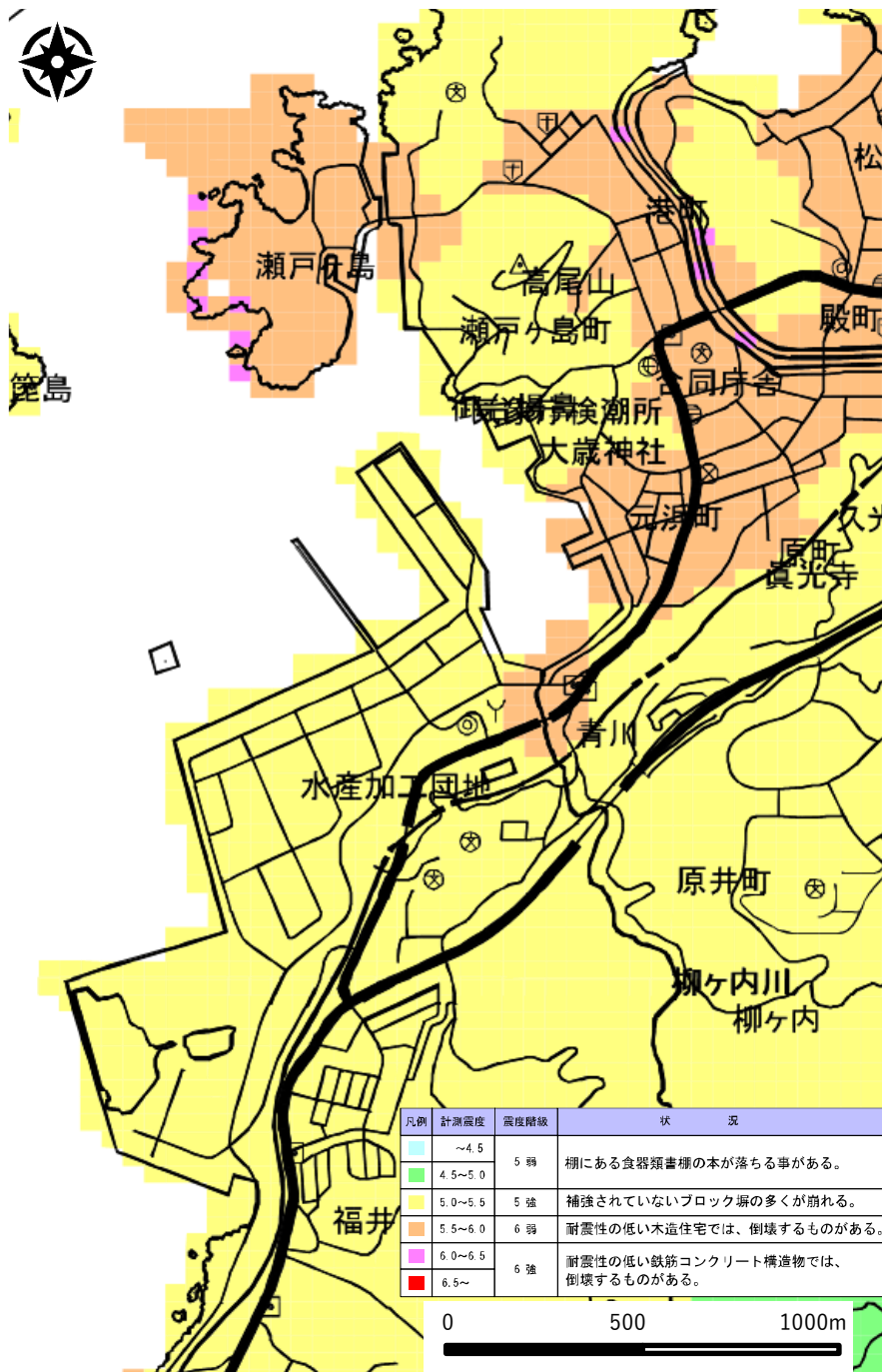


図- 2.6 地震動により想定される施設被害の例

参考：地震防災マップ（ゆれやすさマップ） 浜田市 HP

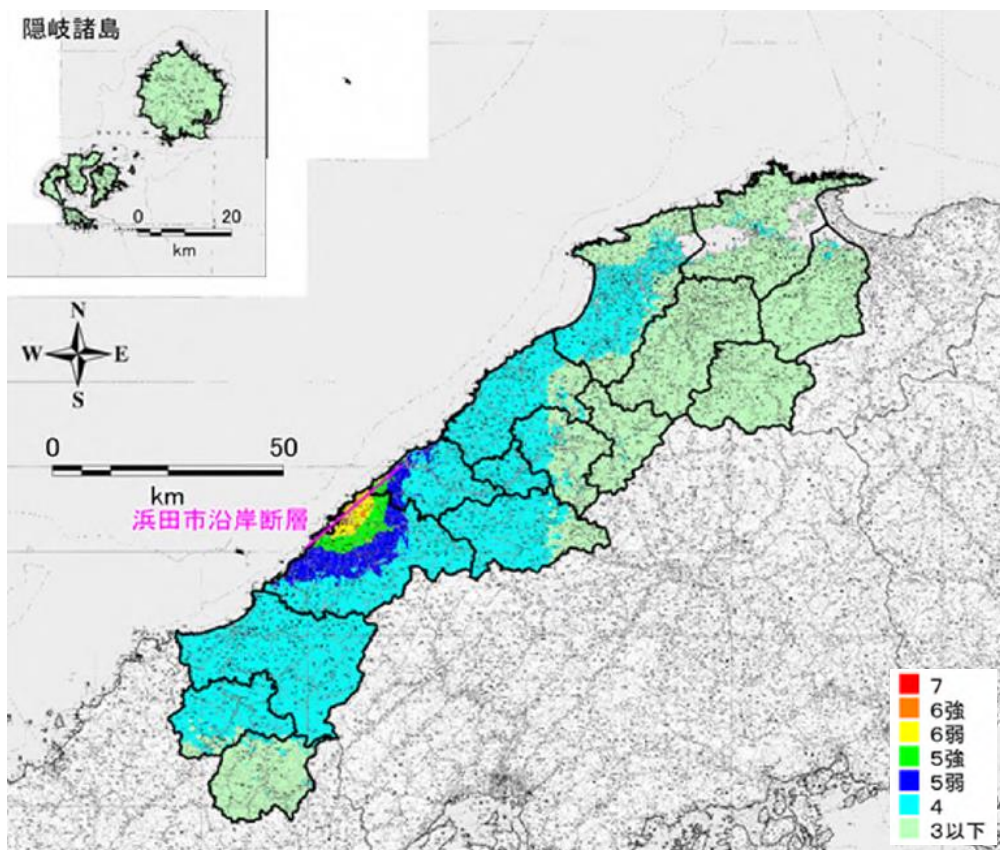


図- 2.7 浜田市沿岸断層の地震 震度分布 (地表)

出典：島根県地震津波被害想定 (H30. 3)

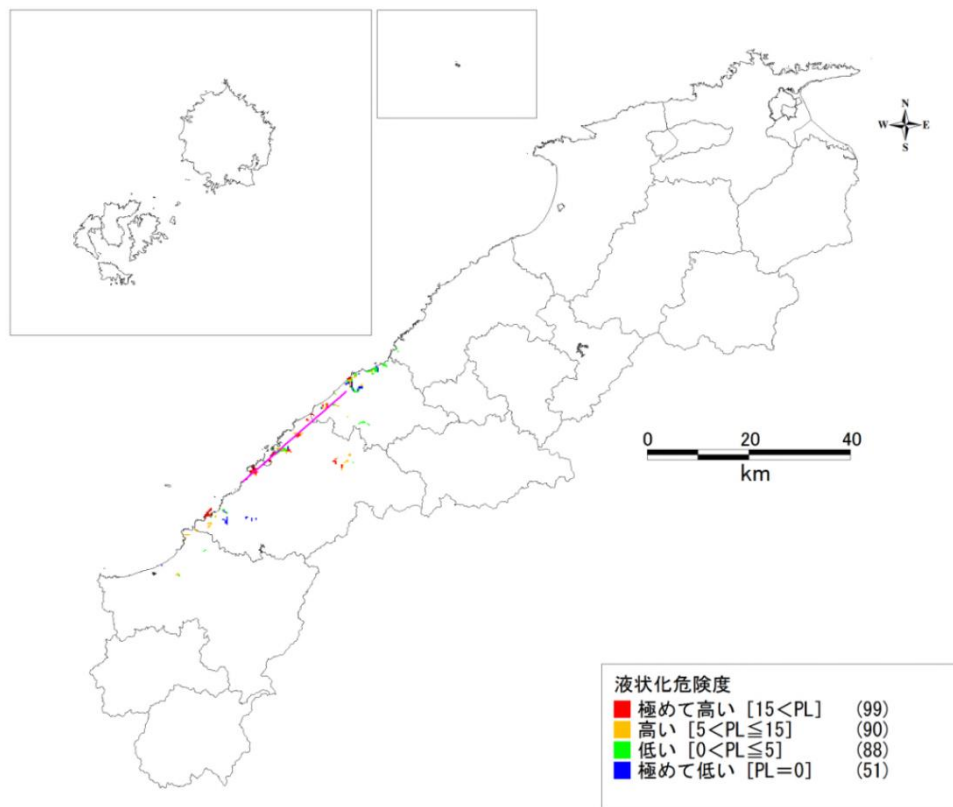


図- 2.8 浜田市沿岸断層の地震 液状化分布

出典：島根県地震津波被害想定 (H30. 3)

表- 2.5 地域防災計画における想定地震（海域）

想定地震	マグニチュード(Mj)	津波の高さ(m) ^{※1}	津波到達時間 ^{※1} (分)		建物被害 ^{※2} (棟)		床上・床下浸水(棟)	
			最短	最大波	全 県	浜田市	全 県	浜田市
青森県西方沖合(F24) 断層の地震	8.4	1.84	159	255	939 (939)	0 (0)	4,776	123
鳥取県沖合(F55) 断層の地震	8.1	-			37,964 (1,417)	0 (0)	4,487	0
島根半島沖合(F56) 断層の地震	7.7	-			53,138 (318)	2 (0)	586	0
島根県西方沖合(F57) 断層の地震	8.2	4.85	27	40	42,760 (1,893)	6,778 (1,777)	3,805	2,810
浜田市沖合断層の 地震	7.3	1.68	9	15	623 (2)	272 (0)	666	410

※1 浜田市での想定

参考：島根県地震津波被害想定（H30.3）

※2 ()は津波による被害



図- 2.9 最大浸水想定の際の津波により想定される被害例

出典：島根県津波浸水想定図（H29.3）

5) 問題点・課題の把握

✓ 被災後における各機能の問題点を把握する。

被災後に想定される被害と代替・復旧について整理し、各漁業種類で問題点となる項目を抽出した。

表- 2.6 各機能の想定される被害と代替・復旧について(漁場～漁港)

場	項目	代替の可能性・復旧の容易性	漁業 底びき網	まき網漁業
漁場	瓦礫堆積	・漁場に瓦礫が堆積し、漁獲量に影響が生じる可能性あり。 →事前に復旧する魚礁のタイプなどの検討が必要。	◎	◎
漁港	瓦礫堆積	・津波による陸上構造物の瓦礫等の流出ゴミ等が港内に漂流・堆積する可能性がある。 →撤去に時間を要するため事前に漂流物対策事業の検討が必要。	◎	◎
	岸壁損傷	・7号岸壁(まき網漁業)はL1地震及び津波について対応済み。L2地震については一部対応済み。 ・4号岸壁(底びき網漁業)はL1地震及び津波について対応済み。	◎	◎
	漁船流出	・津波襲来時に係留していた場合、漁船被害が大きい。 →復旧に時間を要するため、代替船等の確保の検討が必要。	◎	◎
	給油施設の損傷	・給油施設の部分的損壊、火災の発生、油流出の可能性ある。 →損壊した場合代替が困難。代替入手先の確保及び二次災害防止策の検討が必要。 →二次災害による被害状況を事前に想定しておく必要がある。	◎	◎
	陸電機能損傷	・陸電設備が津波で損傷する可能性あり。 →復旧に時間を要するため、代替等の確保が必要。	●	●
	氷の不足	・地震、津波により製氷所が破損する可能性あり。 ・水不足による製氷不可の可能性あり。 →代替が困難であり、事前に代替先を検討する必要あり。	◎	◎
	飲料水の不足	・断水の可能性あり。飲料水がなくては出漁できない。 →事前に災害時用の飲料水の備蓄、他所からの給水等の検討が必要。	◎	◎
環境衛生	・水、空気等の汚染、ウイルス感染症等の環境衛生上の問題により人、漁獲物に影響が生じる可能性有り。 →漁場、漁港、市場、加工、流通全てに影響を及ぼす可能性があるため、事前に情報収集・伝達体制の構築が必要。	◎	◎	
<p>【◎】生産・流通の機能に影響する被害が大きく早急に対策が必要 【○】生産・流通の機能に影響する被害あり 【●】生産・流通の機能に影響する被害なし 【－】不要な項目</p>				

表- 2.7 各機能の想定される被害と代替・復旧について(市場～流通)

場	項目	代替の可能性・復旧の容易性	漁業 底びき網	まき網漁業
市場	荷捌所損傷	・7号荷捌所・4号荷捌所ともに新築工事済み。(R4完了)	◎	◎
	機材流出 (陸揚台・ベルコン等)	・機材は津波によって故障・流出する可能性あり。 →流出対策が必要。 →代替が可能であり、事前に代替先を検討することも必要。	○	○
	漁具流出	・漁具(網など)については津波により流出の可能性あり。 →倉庫への保管、網が流されないような工夫などが必要。 →代替が可能であり、事前に代替先を見つけておく必要あり。	○	○
	魚箱流出	・タンク、魚箱は津波により流出する。 →流出対策が必要。 →代替が可能であり、事前に代替先を見つけておく必要あり。	○	○
	フォークリフト	・フォークリフトは津波によって故障、流出する可能性あり。 →高所保管の検討が必要。 →代替が可能であり、事前に代替先を見つけておく必要あり。	◎	◎
	パレット流出	・津波により流出する可能性あり。 →代替が可能であり、事前に代替先を検討する必要がある。	◎	◎
	海水供給施設損傷	・津波により損傷する必要可能性あり。 →代替が可能であり、事前に代替先を検討する必要がある。	◎	◎
加工	加工場損傷	→復旧に時間を要するため、代替施設を検討する必要あり。	○	○
	冷凍施設損傷	→復旧に時間を要するため、代替施設を検討する必要あり。	◎	◎
	原材料の不足	・浜田地区での調達が困難になることが想定されているので、代替先を確保しておく。	○	○
	腐敗物処理	・電気機能が停止した際には、在庫が腐敗する可能性あり。 →処理体制、処理過程、腐敗物の廃棄場所の確保などの準備が必要。	○	○
流通	臨港道路損傷	・液状化、地盤沈下等により通行不可となった場合、漁港への物資の運搬、水産物の出荷に影響あり。 →復旧に時間を要するため、早期復旧のための体制構築が事前に必要。	◎	◎
	出荷先の不足	・長期間、生産・流通が滞った場合、出荷先が消失してしまう可能性あり。陸揚・荷捌きが可能となっても、出荷先が無ければ莫大な損失となる。 →顧客情報のリスト化、バックアップなどの事前準備が重要。	◎	◎
	車両の不足	・車両が津波で使用できなくなる等の可能性が高い。 →代替が可能であり、事前に代替入手先を検討する必要あり。	◎	◎
【◎】生産・流通の機能に影響する被害が大きく早急に対策が必要 【○】生産・流通の機能に影響する被害あり 【●】生産・流通の機能に影響する被害なし 【-】不要な項目				

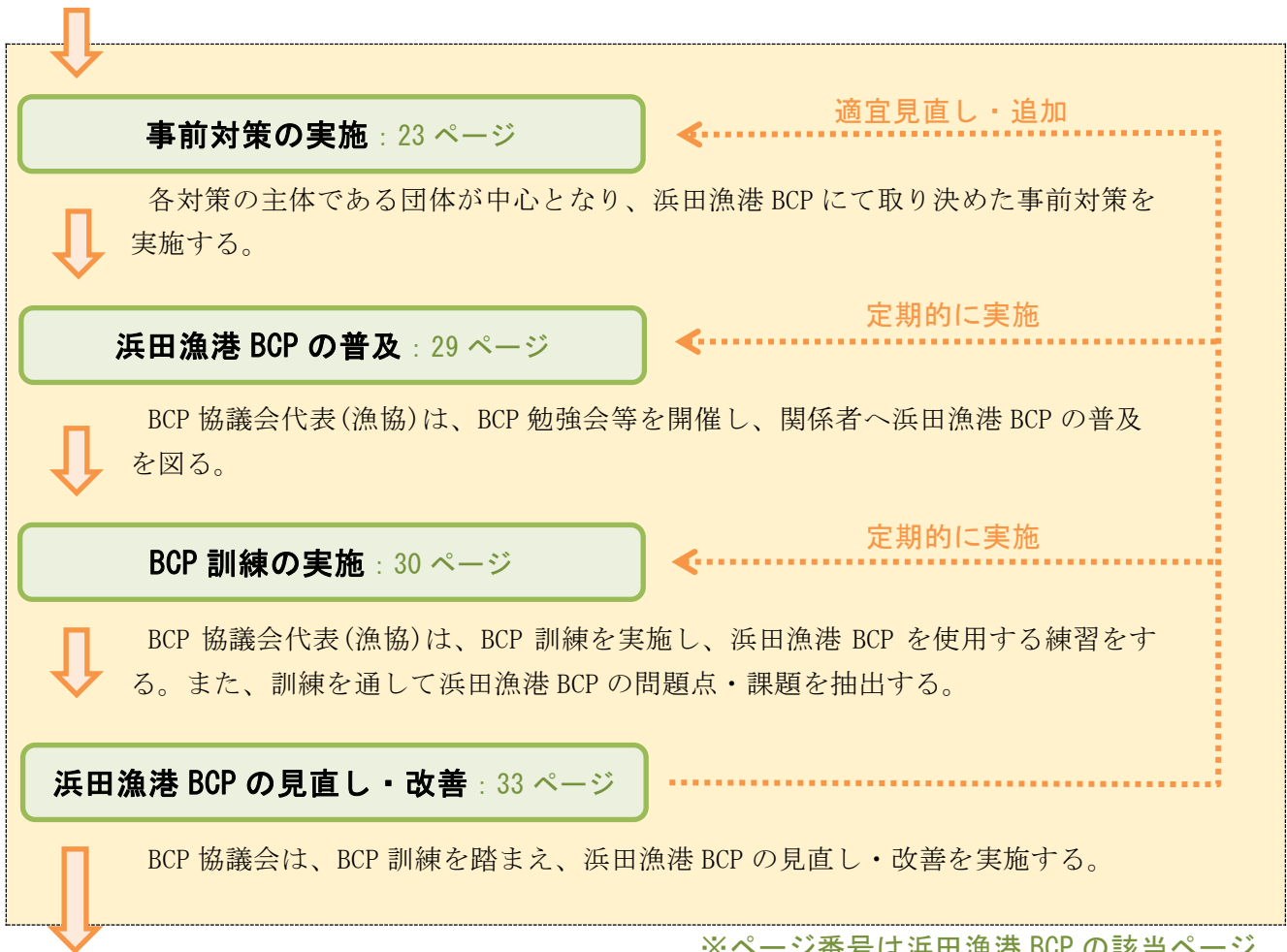
3. 発災前にすべきこと

1) 発災前にすべきこと

- ✓ 発災前にすべきことについて、全体の流れを把握する。

BCP 協議会は、浜田漁港 BCP の策定後、事前対策、浜田漁港 BCP の運用・見直しを実施していく。

浜田漁港 BCP の策定



災害に備える

2) 事前対策の実施

- ✓ 事前対策実施前後における各機能の復旧可能期間を把握する。


各機能の事前対策を行う担当と、復旧可能期間を表- 3.1 に整理した。

合わせて事前に復旧可能期間を検討することが、事前対策・事後対策の準備における対策の優先度決定の指標となるとともに、発災後の事後対策実施における目標復旧期間の目安となるため、今後、個々に現状及び対策実施後の復旧期間を検討し、検討次第、復旧期間欄に整理する。

表- 3.1 機能毎の事前対策を行う担当と復旧可能期間の整理

対象	項目	参照ページ	担当(◎は主担当)							対象漁業		復旧可能期間(月)					
			県一漁港	県一水産	漁協	浜田市	漁業者	仲買人	加工業者	底びき網漁業	まき網漁業	1-2	3-4	5-6	7-8	9-10	11-12
漁場	瓦礫堆積	24	◎	◎	●		●			●	●						
漁港	瓦礫堆積	25	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●						
	岸壁損傷		◎		●					●	●						
	漁船流出		●	◎	◎		◎			●	●						
	給油施設の損傷	26		●	◎				●	●							
	陸電機能損傷			●	◎				●	●							
	氷の不足			●	◎				●	●							
	飲料水の不足					●	◎	●		●	●						
	環境衛生		◎	◎	●	●	●	●	●	●	●						
市場	荷捌所損傷	27		●	◎	◎			●	●							
	機材流出 (陸揚台・ベルコン等)			●	◎				●	●							
	漁具流出					●		◎		●	●						
	魚箱流出							◎		●	●						
	フォークリフト							◎		●	●						
	パレット流出							◎		●	●						
	海水供給施設損傷			●	◎	◎		◎		●	●						
加工	加工場・冷凍施設損傷	28		●	◎	●		◎	◎	●	●						
	原材料の不足							◎		●	●						
	腐敗物処理							◎		●	●						
流通	臨港道路損傷	28	◎		●	●			●	●							
	出荷先の不足							◎		●	●						
	車両の不足							◎		●	●						

[復旧期間 記載例] ( 現状、 対策後)

漁場	瓦礫堆積	-	◎	◎	●	●			●	●						
----	------	---	---	---	---	---	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

県一漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県一水産：島根県西部農林水産振興センター水産課

凡例については、◎：主担当 ●：副担当

3.発災前にすべきこと

✓ 大規模災害が発生する前に、事前対策を実施する。

事前対策にて実施すべき内容を以下に示す。これらの対策は各対策の担当団体が主体となり、各目標年度までに対策を実施することを目標として設定する。

ここで設定する目標は毎年の協議会などで進捗状況を確認することで各対策の実施を促すものであり、団体の事業計画等として実施が確定していない対策についても記載している。

なお、各対策の目標年度については、進捗状況に応じて適宜見直しを図るものである。

<漁場の対策>

完了した対策は、チェック欄にチェック↓

項目	事前対策の内容	担当(◎は主担当)						目標年度	チェック
		県 漁港	県 水産	漁 協	浜 田市	漁 業者	仲 買人		
瓦礫堆積	・魚礁埋没箇所の再沈設または海底堆積瓦礫撤去などの事業検討	◎	◎			●		R5	<input type="checkbox"/>
	・瓦礫堆積状況の把握体制の構築		◎	●		●		R2	<input type="checkbox"/>

県—漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県—水産：島根県西部農林水産振興センター水産課

凡例については、◎：主担当 ●：副担当

<漁港の対策>

完了した対策は、チェック欄にチェック↓

項目	事前対策の内容	担当(◎は主担当)						目標年度	チェック	
		県一漁港	県一水産	漁協	浜田市	漁業者	仲買人			加工業者
瓦礫堆積	・漂流物化の恐れのある資材（1トンタンク、パレット、魚箱、リフト等） ①倉庫保管、②固定等		◎	◎		●	●	●	R4	<input type="checkbox"/>
	・瓦礫堆積状況の把握体制の構築	◎							R2	<input type="checkbox"/>
	・瓦礫の撤去依頼体制の構築	◎							R2	<input type="checkbox"/>
	・瓦礫の保管場所の確保 (候補地のリストアップ)	◎		●	●				R2	<input type="checkbox"/>
岸壁損傷	・岸壁耐震化	◎							R2	<input type="checkbox"/>
	・被害状況の把握体制の構築 (応急復旧を行う岸壁の順位付け)	◎		●					R2	<input type="checkbox"/>
	・応急体制の構築 (他の県管理漁港も含めての依頼体制検討)	◎							R2	<input type="checkbox"/>
	・現状の構造物図面等のバックアップ (データの電子化、複数箇所保管等)	◎							R6	<input type="checkbox"/>
漁船流出	・漁船避難ルール決定および周知		●	◎		◎			R5	<input type="checkbox"/>
	・流出防止策の必要性の検討 (必要に応じて対策の実施)	●	●	◎		◎			R5	<input type="checkbox"/>
	・漁船被害状況の把握体制の構築		●	◎		◎			R2	<input type="checkbox"/>
	・代替漁船の手配体制の構築			●		◎			R6	<input type="checkbox"/>
	・活用可能な補助事業の構築、整理、 情報提供		◎	●		●			R2	<input type="checkbox"/>
給油施設の損傷	・タンク流出などの防止策の検討及び 防火対策		●	◎					R6	<input type="checkbox"/>
	・火災、燃料漏れ防止策の検討及び 防火対策		●	◎					R6	<input type="checkbox"/>
	・タンクの被害状況の確認体制の構築		●	◎					R6	<input type="checkbox"/>
	・石油施設復旧体制の構築		●	◎					R6	<input type="checkbox"/>
	・油の代替入手体制の構築		●	◎					R6	<input type="checkbox"/>

県一漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県一水産：島根県西部農林水産振興センター水産課

凡例については、◎：主担当 ●：副担当

<漁港の対策>

完了した対策は、チェック欄にチェック↓

項目	事前対策の内容	担当(◎は主担当)						目標年度	チェック
		県一漁港	県一水産	漁協	浜田市	漁業者	仲買人		
陸電機能損傷	・被害状況の把握体制の構築		●	◎				R2	<input type="checkbox"/>
	・応急対策の構築		●	◎				R3	<input type="checkbox"/>
氷の不足	・製氷施設被害の確認体制の構築		●	◎				R2	<input type="checkbox"/>
	・製氷施設の復旧体制の構築		●	◎				R4	<input type="checkbox"/>
	・氷の代替入手体制の構築		●	◎				R4	<input type="checkbox"/>
飲料水の不足	・復旧状況の把握、情報提供			●	◎	●		R2	<input type="checkbox"/>
環境衛生	・情報共有体制の構築	◎	◎	●	●	●	●	R2	<input type="checkbox"/>

県一漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県一水産：島根県西部農林水産振興センター水産課

凡例については、◎：主担当 ●：副担当

<市場の対策>

完了した対策は、チェック欄にチェック↓

項目	事前対策の内容	担当(◎は主担当)						目標年度	チェック
		県―漁港	県―水産	漁協	浜田市	漁業者	仲買人		
荷捌所損傷	・荷捌所の耐震化			◎	◎			R4	<input type="checkbox"/>
	・被害状況の把握体制の構築 (応急復旧を行う荷捌所の順位づけ)		●	◎	◎			R2	<input type="checkbox"/>
	・応急復旧対策の構築		●	◎	◎			R4	<input type="checkbox"/>
	・現状の構造物図面等のバックアップ (データの電子化、複数箇所保管等)		●		◎			R6	<input type="checkbox"/>
機材流出 (陸揚台・ベルコン等)	・流出対策の検討、実施		●	◎				R4	<input type="checkbox"/>
	・機材被害状況の確認体制の構築		●	◎				R4	<input type="checkbox"/>
	・代替入手体制の構築			●				R6	<input type="checkbox"/>
漁具流出	・流出対策の検討、実施			●		◎		R6	<input type="checkbox"/>
	・漁具被害状況の確認体制の構築			●		◎		R6	<input type="checkbox"/>
	・代替入手体制の構築			●		◎		R6	<input type="checkbox"/>
魚箱流出	・流出対策の検討、実施			●		◎		R6	<input type="checkbox"/>
	・魚箱被害状況の把握体制の構築			●		◎		R6	<input type="checkbox"/>
	・代替入手体制の構築			●		◎		R6	<input type="checkbox"/>
フォークリフト	・流出対策の検討、実施			◎			◎	R4	<input type="checkbox"/>
	・リフトの被害状況の把握体制の構築			◎			◎	R2	<input type="checkbox"/>
	・代替入手体制の構築			◎			◎	R6	<input type="checkbox"/>
パレット流出	・流出対策の検討、実施			◎				R4	<input type="checkbox"/>
	・機材被害状況の確認体制の構築			◎				R4	<input type="checkbox"/>
	・代替入手体制の構築			◎				R6	<input type="checkbox"/>
海水供給施設損傷	・災害に強い施設の整備		●	◎	◎			R5	<input type="checkbox"/>
	・海水供給施設の被害確認体制の構築		●	◎	◎			R2	<input type="checkbox"/>
	・応急復旧体制の構築		●	◎	◎			R4	<input type="checkbox"/>
	・代替機能調達先の検討		●	◎	◎			R5	<input type="checkbox"/>

県―漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県―水産：島根県西部農林水産振興センター水産課
 凡例については、◎：主担当 ●：副担当

3.発災前にすべきこと

<加工の対策>

完了した対策は、チェック欄にチェック↓

項目	事前対策の内容	担当(◎は主担当)						目標年度	チェック	
		県―漁港	県―水産	漁協	浜田市	漁業者	仲買人			加工業者
加工場 冷凍施設損傷	・電気系統の高所化、非常用電源の確保、機器の転倒防止、耐震化等の対策実施			◎			◎	◎	R6	<input type="checkbox"/>
	・関係者情報の整理			◎			◎	◎	R6	<input type="checkbox"/>
	・事業に必要な物資のリスト化			◎			◎	◎	R6	<input type="checkbox"/>
	・施設復旧体制の構築			◎			◎	◎	R6	<input type="checkbox"/>
	・被害の把握体制の構築			◎			◎	◎	R6	<input type="checkbox"/>
	・活用可能な補助事業の構築、整理、情報提供		◎		●				R6	<input type="checkbox"/>
原材料の不足	・原材料の代替入手体制の構築						◎		R6	<input type="checkbox"/>
腐敗物処理	・廃棄物処理の実施方法のマニュアル化						◎		R6	<input type="checkbox"/>
	・腐敗物の廃棄体制の構築						◎		R6	<input type="checkbox"/>

<流通の対策>

完了した対策は、チェック欄にチェック↓

項目	事前対策の内容	担当(◎は主担当)						目標年度	チェック	
		県―漁港	県―水産	漁協	浜田市	漁業者	仲買人			加工業者
臨港道路損傷	・道路被害確認体制の構築（応急復旧を行う臨港道路（接続する市道、港湾臨港道路、国道含む）の順位付け）	◎		●	●				R6	<input type="checkbox"/>
	・応急復旧体制の構築（市道、港湾臨港道路、国道も含めての協力体制の構築）	◎		●	●				R6	<input type="checkbox"/>
出荷先の不足	代替出荷先の構築、取引の実施						◎		R6	<input type="checkbox"/>
車両の不足	代替確保体制の構築						◎		R6	<input type="checkbox"/>

県―漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県―水産：島根県西部農林水産振興センター水産課

凡例については、◎：主担当 ●：副担当

3) 浜田漁港 BCP の普及

- ✓ 浜田漁港 BCP を浜田地域の水産物の生産・流通関係者へ普及する。

浜田漁港 BCP の実効性を高めるためには、協議会メンバーのみならず、実際に事前対策や事後対策を実施する浜田漁港 BCP の生産・流通関係者が業務継続の重要性を理解していることが重要である。

①浜田漁港 BCP 普及の実施体制

浜田漁港 BCP の普及を目的とした実施体制は、浜田漁港 BCP 協議会メンバーを中心とする。

②実施方法

浜田漁港 BCP の被害想定、事前及び事後に取り組むべき内容に加え、業務継続の概念や必要性といった基礎的な知識を、浜田漁港内における水産物の生産・流通に関わる関係者に提供し周知する。

方法としては浜田漁港 BCP の関係者への説明会を開催し、そこでの質疑などを通して浜田漁港 BCP の内容を確認・把握する機会を与えると共に、新たな意見が出された場合には、浜田漁港 BCP に組み込むか否かについて、BCP 協議会で議論する。

■浜田漁港 BCP 説明会

主催および実施担当機関	主催者：浜田漁港 BCP 協議会（島根県西部農林水産振興センター）
資料準備	浜田漁港 BCP
開催場所	7号荷捌き所2階会議室
参加者	浜田漁港 BCP に関わる水産物の生産・流通の関係者
説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田地域における被害想定について ・浜田漁港 BCP の事前及び事後での実施内容について ・浜田漁港 BCP の改善に関する意見交換
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田漁港 BCP を代替依頼の対象となる建設業者、運送業者などを始め、BCP の体制に関わる関係者への報告・周知することも有効 ・内容として、補助金の申請に関する情報、申請方法に関する説明など

③実施時期

年1回程度、BCP 訓練の事前準備とあわせて実施する。

4) BCP 訓練の実施

- ✓ 浜田漁港 BCP を用いた訓練を実施し、浜田漁港 BCP の使い方を練習する。
- ✓ 訓練を通じて浜田漁港 BCP の課題・問題点を抽出する。

浜田漁港 BCP として取りまとめた内容の実践と、問題点の洗い出しを目的とする。浜田漁港 BCP の実効性を高めるためには、浜田漁港内外の連携が重要となる他、訓練の実施を通して、想定していなかったイレギュラーな事象への適切な判断が出来るようにすることが重要である。

①BCP 訓練の実施体制

BCP 訓練の実施体制は、浜田漁港 BCP 協議会の事務局が中心となる。

②実施方法

BCP 訓練は、以下に示す机上訓練と実働訓練を適宜組み合わせ、実効性の高い訓練を実施する。なお、BCP 策定の初期段階においては、比較的容易に実施できる机上訓練が望ましい。

②-1 机上訓練

浜田漁港 BCP の手順に従って、議論形式等で対策毎の体制・役割を確認し、実際に各活動ができるか否かを検討する。

■机上訓練の概要

訓練項目	訓練目的
電話連絡網・緊急時の通報	・ 緊急事態発生後、速やかに各関係者と連絡が取れるかどうかを確認する
情報の集約	・ 各協議会メンバーが収集した情報を BCP 協議会として大判図面等に集約する訓練を実施する。 ・ BCP 協議会は、集約した情報から優先して復旧させる漁業種類の検討等を行う。
代替機関への連絡	・ 各対策の実施において、代替機関を準備している場合は、代替機関が実際に稼働可能か否かについて実践する。 ・ 代替機関に連絡が取れなかった場合の行動について確認する。 ※代替機関には、事前に BCP 訓練に実施を周知すると共に、実際に起こった場合に対応可能か否かについて確認する。
バックアップしているデータの取り出し	・ 緊急時における BCP 発動を想定して、バックアップしている電子データや書類を利用できるように、バックアップ場所から取り出す訓練を実施する。 例) 浜田漁港 BCP、災害規模などを議論する地図、漁港施設の断面図、流通先の連絡先など

②-2 実働訓練

模擬的に緊急時を想定した状況下において、時間経過と共に浜田漁港 BCP に基づいて実際に対応出来るかを確認する。漁港周辺においては、限りなく現実に近い状況を想定し、災害時に実際に活用する環境で実施する。

■実動訓練の概要

訓練項目	訓練目的
点検方法の確認	・ 被災岸壁の点検、瓦礫の堆積量の点検、2次災害の発生確認、被災を受けた漁船の点検など、多くの点検・確認作業が生じる。各行動が、実際に可能か否かについて検証する。
災害状況を想定した行動・利用機器などの使用	・ 大規模災害時では、電話による連絡手段、道路被害による通行手段の遮断の発生等、想定外のことが発生する可能性が高い。その場合、予め災害規模（訓練条件）を決め、その条件下において、各対策時における行動が可能か否かについて検証すると共に、使用する機材が利用可能か否かについても検証する。

③実施時期

漁協（JF しまね浜田支所）における避難訓練時にあわせて実施が望ましい。

④実施内容

自然災害に関しては不確定な要素が多く含まれるため、被災レベルを固定するのではなく、多様な被災レベルで訓練を実施する。また、浜田漁港 BCP は生産から流通まで内容が多岐に渡るため、訓練実施毎に目標を明確に定め、その達成度を検証するのが望ましい。

訓練実施後には、訓練の反省と、BCP の課題を抽出するため、振り返りを実施する。振り返りの方法は、会議形式・アンケート形式等があり、目的に応じて選択、または両方を実施する。

■BCP 訓練の実施項目の例と目標の例

段階	実施項目	目標
発災	避難・安全確保	
情報収集	情報収集	情報収集における BCP 協議会メンバーの役割を把握する。
	情報伝達	
BCP 協議会の開催準備	BCP 協議会開催の周知	BCP 協議会事務局が協議会開催のために実施することを把握する。
	BCP 協議会の開催場所・使用機材確保	
	被災状況の確認	
BCP 協議会の開催	各団体の被災状況の共有	収集した情報を BCP 協議会で共有する。
	漁港施設等の被災状況の整理	
	優先して復旧させる漁業種類の検討	被災状況、漁期、実施する対策より目標復旧期間を検討し、優先して復旧させる漁業種類を決定する。
	実施する事後対策の確認	優先して復旧させる漁業種類を踏まえ、実施する対策とその優先順位を設定する。
事後対策の実施	各種事後対策の実施	各対策における BCP 協議会メンバーの役割を把握する。

■BCP 訓練の条件設定(被災レベルを考慮)

条件	設定時の留意点
災害発生時期	<p>災害発生時期は、BCP 対象漁業種類の盛漁期・休漁期、目標復旧期間を考慮して設定する。</p> <p>災害の発生時期・時間によっては、漁具や機材が保管されている場合や、漁船が漁港に全くいない等、漁港の利用状況が異なるため、災害発生時期が被災状況に影響することに留意する。</p>
災害規模	<p>漁港地区での発生が想定される地震・津波・高潮等の災害と、その規模を設定する。想定される災害はBCPにて記載した災害で問題ないが、地域防災計画等から適宜、設定しても良い。</p> <p>災害の規模については、震度、震源、マグニチュード、津波高、浸水深等であり、被災状況に影響することに留意する。</p>
被災状況	<p>被災状況は、災害規模、目標復旧期間に応じて設定する。被災状況の詳細については、訓練の段階に応じて設定することが望ましい。</p> <p>訓練参加者への被災状況の付与は、口頭、文章、絵、写真等を用いる。</p>

■振り返りの方法の例

条件	設定時の留意点
会議形式	<p>訓練参加者が、訓練を実施する中での気づきや反省を会議形式で発表する。会議形式の振り返りでは、訓練参加者の意見・反省を全員で共有し、疑問・問題に関して議論することができる。また、会議の進行役が訓練参加者へ質問することで、ポイントを踏まえた振り返りが行われ、新たな気づきを得られることがある。</p>
アンケート形式	<p>訓練参加者が、配布されたアンケート用紙の設問に対して、訓練を振り返り、記入する。</p> <p>アンケート形式の振り返りは、会議形式の振り返りよりも短時間で行うことができる上に、手軽で、多くの意見を集めることができる。また、アンケートは後日提出とすることで、時間をかけて振り返ることができる。なお、アンケートの記入を匿名とすることで、率直な意見が出やすくなる。</p>

5) 見直し・改善

- ✓ 浜田漁港 BCP 勉強会及び BCP 訓練の結果等を踏まえ、浜田漁港 BCP を改善する。

浜田漁港 BCP の訓練を通して、また、その他漁港を取り巻く状況に変化があったときに浜田漁港 BCP の課題を抽出すると共に、計画を見直して PDCA サイクル※を繰り返し、実効性の高い浜田漁港 BCP を構築する。

※Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)のサイクルを構成する4段階の頭文字をつなげたもので、業務の継続的な改善を進める手法の一つである。

①見直し・改善の実施体制

浜田漁港 BCP の見直し・改善を目的とした実施は、浜田漁港 BCP 協議会の事務局が行う。

②実施方法

浜田漁港 BCP の普及を目的として実施した浜田漁港 BCP 勉強会や、実際の訓練を通して抽出した課題について、浜田漁港 BCP 協議会で議論し、浜田漁港 BCP マニュアルの改訂、対策実施者、対策内容、連絡体制について見直し、浜田漁港 BCP へ反映する。

③実施時期

浜田漁港 BCP 勉強会及び BCP 訓練で課題が抽出されたとき、あるいは漁港施設・港勢・流通などの状況に変化が生じたとき等に行う。

4. 発災後にすべきこと

1) 発災後対応の流れ

✓ 発災後に実施することについて、全体の流れを把握する。

災害発生後は、浜田漁港 BCP に基づき、各種対策を実施し、水産物流通の早期再開を図る。

災害発生

避難・安全確保 : 36 ページ

地域住民、地元就労者、漁業者、来訪者は安全な場所に避難する。

情報収集 : 37 ページ

BCP 協議会代表(漁協)は、BCP 協議会メンバーに連絡をとり、各団体の状況や、漁業関係施設の被災状況を把握する。

BCP 協議会の開催準備 : 39 ページ

BCP 協議会を開催するまでに、開催場所の確保、機材の準備、被災状況の確認、復旧期間の検討等を実施する。

BCP 協議会の開催 : 41 ページ

情報共有や復旧方針を協議する。
※被災状況により開催の可否、開催方法を判断。

事後対策の実施 : 43 ページ

BCP 協議会にて決められた復旧方針に従い、流通機能確保のための対策を実施する。
※協議会を開催しない場合、事前に決められた復旧方針に沿って対策を実施する。

※必要に応じて BCP 協議会を実施

復旧の進捗確認、生じた問題への対処の検討等を実施する。

水産物流通の再開

※ページ番号は浜田漁港 BCP の該当ページ

表- 4.1 発災後に実施する内容と担当一覧

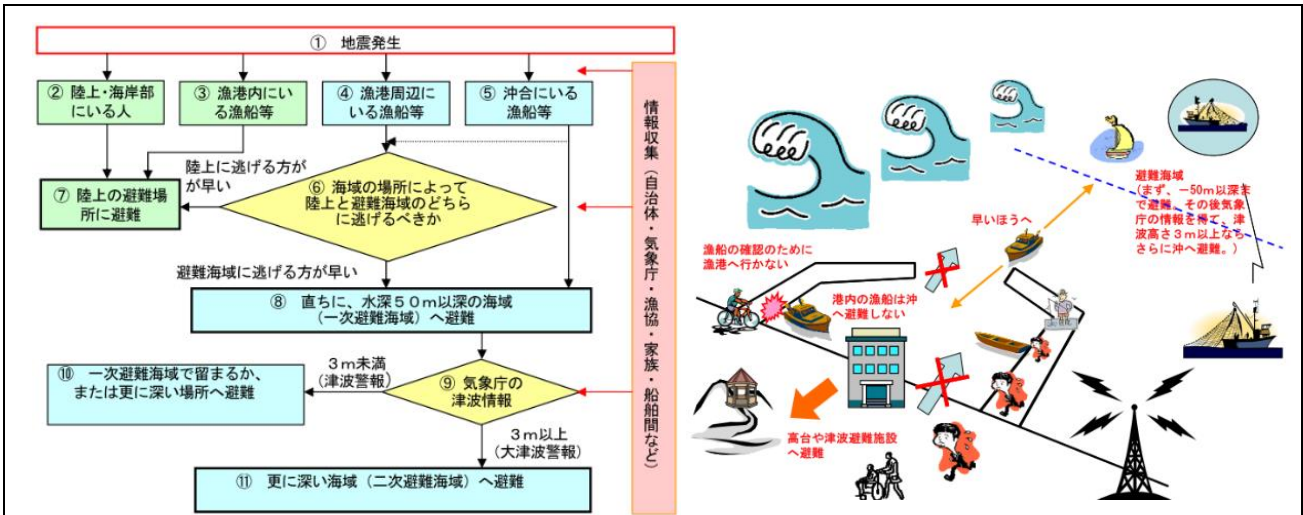
段階	実施内容	参照ページ	担当 (◎は主体)							
			県一漁港	県一水産	県一地区災対	漁協	浜田市	漁業者	仲買人	加工業者
避難・安全確保	避難、安全確保	36	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
情報収集	情報収集、情報伝達	37	◎	◎	●	◎	◎	●	●	●
BCP 協議会の開催準備	BCP 協議会開催の周知	39	◎	◎		●	●			
	BCP 協議会の開催場所・使用機材確保		◎	◎		●	●			
	被災状況の確認	40	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
BCP 協議会の開催	各団体の被災状況の共有	41	◎	◎		◎	●	●	●	●
	漁港施設等の被災状況の整理	42	◎	◎		◎	●	●	●	●
	優先して復旧させる漁業種類の検討	42	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
	実施する事後対策の確認	42	◎	◎		◎	●	●	●	●
事後対策の実施	各種事後対策の実施	43	43 ページ参照							

県一漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県一水産：島根県西部農林水産振興センター水産課

凡例については、◎：主担当 ●：副担当

2) 避難、安全確保

✓ 周囲の安全を確認し、自分の居場所に応じて、津波避難場所などの安全な場所に避難する。



出典：災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成 24 年 3 月 水産庁漁港漁場整備部）

1) 陸上における避難、安全確保

- ① 陸上の地域住民や就労者、来訪者
 - ・直ちに津波避難所等の安全な場所へ徒歩で避難する。
- ② 沿岸部にいる地域住民や就労者、来訪者
 - ・直ちに陸上にあがり、海岸から離れ、津波避難所等の安全な場所へ徒歩で避難する。
- ③ 陸上（自宅等）にいる漁業者
 - ・漁港へ漁船を見に行かない。（津波の来襲により人命を失う恐れがある）
 - ・漁船の監視・係留補強・高所引き上げ等の作業は行わない。（ 〃 ）
 - ・港外避難は行わない。（ 〃 ）
 - ・直ちに津波避難所等の安全な場所へ徒歩で避難する。
- ④ 岸壁や接岸中の漁船内などにいる漁業者
 - ・直ちに陸上にあがり、海岸から離れ、津波避難所等の安全な場所へ徒歩で避難する。

※ 地域住民や地元就労者は、来訪者を津波避難所等の安全な場所へ誘導する。

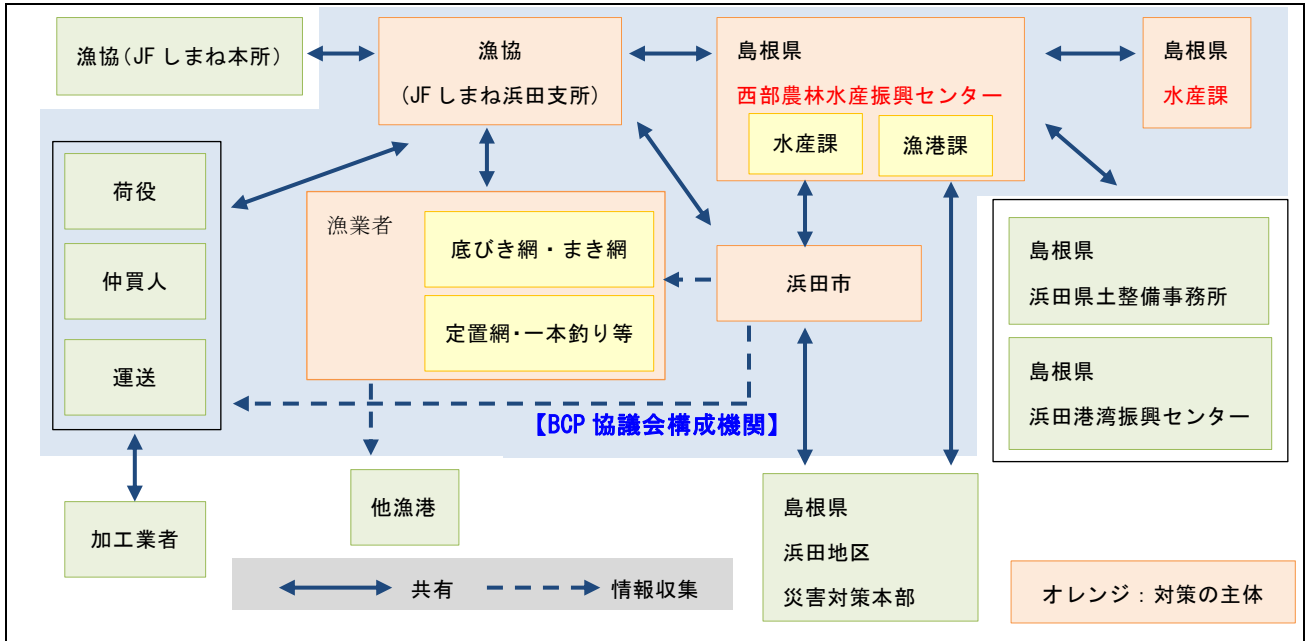
2) 海上における避難、安全確保

- ① 漁港周辺（泊地や港口部）で航行・作業中の漁船等
 - ・一次避難海域（概ね水深 50m 以深を目安とする）までの移動時間と帰港・係留作業に要する時間を比較検討した避難ルールに則り避難（陸上へ避難するか沖合へ避難するかの事前検討要）
- ② 沿岸・沖合で操業・航行中の漁船等
 - ・直ちに沖の一次避難海域（概ね水深 50m 以深を目安とする）へ避難。
 - ・なお、気象庁から大津波警報（津波高さ 3m 以上）が出された場合はさらに沖に避難。
 - ・津波警報・津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかず、海上で待機。

（沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難と想定される場合は、陸上へ避難するか沖合へ避難するかの事前検討要）

3) 情報収集

✓ 避難後、安全が確認された後に、情報収集を実施する。



1) 関係者の安否確認・情報収集

- ① BCP 協議会メンバーは、各々の団体の人員の安否、建物やシステムについて、情報収集を行う。
- ② 被災状況確認担当の団体は、各々の担当施設 (参考資料-2 (62 ページ)) について被災状況を確認する。

2) 情報収集・伝達

- ① 島根県西部農林水産振興センターは、浜田市及びJFしまねに対して被害状況収集を依頼する。また自らも漁港施設被害状況を把握する。
- ② JFしまね及び浜田市は、各BCP協議会メンバー(加工業者、漁業者、荷役、仲買人、運送)より被災状況について情報収集を行い、結果を島根県西部農林水産振興センターへ伝達し、また互いの情報を共有する。
- ③ 島根県西部農林水産振興センターは、JFしまね及び浜田市から受けた情報を島根県水産課、島根県浜田県土整備事務所、島根県浜田地区災害対策本部及び島根県浜田港湾振興センターへ共有する。

※被災状況により、浜田港管理者(島根県浜田港湾振興センター)と機能代替、相互利用の調整を行う。

<連絡先>

島根県 浜田県土整備事務所 TEL:0855-29-5654 FAX:0855-29-5691	島根県 浜田地区災害対策本部 TEL:0855-29-5654 FAX:0855-29-5691
島根県 浜田港湾振興センター TEL:0855-27-1082 FAX:0855-27-4053	島根県 水産課 [事務局] TEL:0852-22-5592 FAX:0852-22-5929
島根県 西部農林水産振興センター [事務局] TEL:0855-29-5635、0855-29-5632 FAX:0855-22-5637	浜田市 産業経済部水産振興課 [事務局] TEL:0855-25-9520 FAX:0855-23-3701
漁業協同組合 (JFしまね浜田支所) [漁業者] [卸売] TEL:0855-22-3300 FAX:0855-22-1194	一般社団法人島根県機船底曳網漁業連合会 [漁業者] TEL:0855-22-1576 FAX:同上

4) 浜田漁港 BCP 協議会の開催準備

- ✓ BCP 協議会を開催するために、開催場所や必要となる機材を確保する。
- ✓ BCP 協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認する。

BCP 協議会の開催場所 <担当：島根県西部農林水産振興センター>

- ① 島根県西部農林水産振興センターは、各候補地の被災状況を確認し、下記表の被災状況欄へ記入する。
- ② 島根県西部農林水産振興センターは、各候補地の状況を比較し、BCP 協議会開催場所を検討する。

決定した BCP 協議会開催場所にはチェック↓

優先順位	場所	収容可能人数	被災状況	備考	チェック
第1候補	浜田合同庁舎				<input type="checkbox"/>
第2候補	浜田市役所				<input type="checkbox"/>
第3候補	サンマリン浜田				<input type="checkbox"/>

必要となる機材の確保 <担当：島根県西部農林水産振興センター>

- ① 島根県西部農林水産振興センターは、下記表に示した各機材を入手する。

入手した機材にはチェック↓

機材	数量	保管場所	備考	チェック
紙	適宜	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
筆記用具	適宜	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
付箋紙	適宜	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
大判図面 (被災状況記入用)	1	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
長机	15	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
イス	40	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
パソコン	1	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
マイク	1	浜田合同庁舎		<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

BCP 協議会開催の周知 <担当：島根県西部農林水産振興センター>

- ① 島根県西部農林水産振興センターは BCP 協議会メンバー (6 ページ) へ、BCP 協議会開催を周知し、被災状況確認担当の団体には、各々の担当施設 (参考資料-2 (62 ページ)) についての詳細な確認を依頼する。

4.発災後にすべきこと

被災状況の確認＜担当：島根県西部農林水産振興センター、漁協(JFしまね浜田支所)、浜田市、漁業者、仲買人、加工業者＞

- ①各団体は、チェックリスト(参考資料-2(62ページ))へ、各々の関連施設の被災状況を記入する。
※被災状況は、必要に応じて平面図(参考資料-2(66,67ページ))へ記入する。
- ②各団体は、各々の関連施設について、仮復旧までの期間及び本復旧までの期間を記入する。

※復旧期間…応急復旧や代替手配により、水産物流通の機能が確保できるまでの時間
例) 荷捌所の損傷：仮設テントの設置に2ヶ月必要 → 復旧期間2ヶ月
製氷施設の損傷：氷の手配、冷凍コンテナの手配に2ヶ月必要 → 復旧期間2ヶ月

表- 4.2 各施設の被災状況確認担当一覧

対象		担当(◎は主担当)						
		県 ― 漁港	県 ― 水産	漁 協	浜 田 市	漁 業 者	仲 買 人	加 工 業 者
水産 関 連 施 設	漁場		●	●		◎		
	漁船		●	●		◎		
	漁具		●	●		◎		
	荷捌所			◎	◎			
	荷捌機材			◎	◎		●	
	給油施設		●	◎		●		
	製氷施設		●	◎				
	給水施設		●	◎				
	加工場 冷凍施設		●	◎	●		◎	◎
漁港 関 連 施 設	岸壁	◎	●	●				
	防波堤	◎	●	●				
	泊地	◎	●	●				
	臨港道路	◎	●	●	●			
	市場周辺道路	●	●	●	◎			

県―漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県―水産：島根県西部農林水産振興センター水産課

凡例については、◎：主担当 ●：副担当

5) 浜田漁港 BCP 協議会の開催

- ✓ BCP 協議会を開催し、復旧方針について協議する。

BCP 協議会の代表者は、協議会メンバーを参集し、浜田漁港 BCP 協議会を開催する。BCP 協議会代表者が中心となり、以下の議題について協議する。

～議題（案）～

- 議題 1 各団体の被災状況(人員、施設、システム等)の共有
- 議題 2 漁港施設等の被災状況の整理
- 議題 3 優先して復旧させる漁業種類の検討
- 議題 4 実施する事後対策の確認

議題 1 各団体の被災状況(人員、施設、システム等)の共有

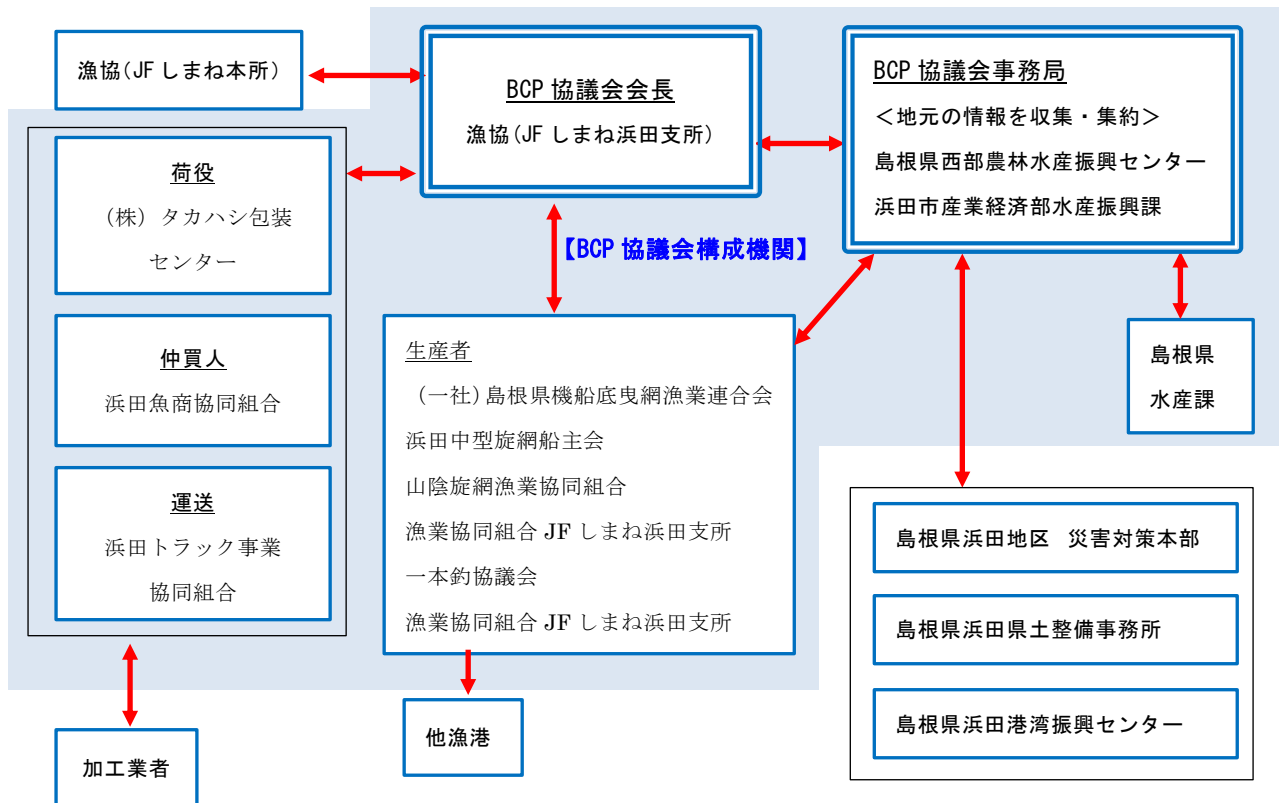
①各団体の安全および被災状況の確認

各団体は、各々の被災状況を報告する。BCP 協議会の事務局は各団体の被災状況を整理する。

- 各団体の被災状況を整理する → **参考資料-3**(69 ページ)

②連絡・実施体制の確認

BCP 協議会の代表者は、上記①の結果を基に、連絡・実施体制が機能するか否かを検討し、機能しない場合は、連絡・実施体制を見直す。



連絡実施体制図

議題 2 漁港施設等の被災状況の整理**①漁港施設等の被災状況の整理**

各団体は、各々が確認した漁港施設等の被災状況を報告する。BCP 協議会の事務局は、漁港施設等の被災状況を整理する。

- 漁港施設等の被災状況を整理する → **参考資料-2**(62 ページ)

②被災マップの作成

BCP 協議会の事務局は、漁港施設等の被災状況を、浜田地域の平面図(大判)へ記入する。被災状況や復旧における問題点を BCP 協議会で共有する。

議題 3 優先して復旧させる漁業種類の検討

BCP 協議会は、各漁業種類の目標復旧期間について検討する。また、目標復旧期間と漁期の関係を踏まえ、優先して復旧させる漁業種類を検討する。

- 各漁業種類の目標復旧期間を整理、優先漁業種類を検討する → **参考資料-4**(70 ページ)

議題 4 実施する事後対策の確認

BCP 協議会の代表者は、実施する事後対策の実施主体・対策内容・復旧可能期間等について確認する。また、優先して復旧する漁業種類や、機能の重要性、復旧可能期間を踏まえ、優先して実施する事後対策を検討する。

- 事後対策を実施する → **事後対策一覧表**(43 ページ)

6) 事後対策の実施

✓ 事後対策一覧表より、実施する事後対策を選び、該当ページを参照して事後対策を実施する。

各 BCP 協議会メンバーは、BCP 協議会にて取り決めた方針を基に、必要な事後対策を実施する。

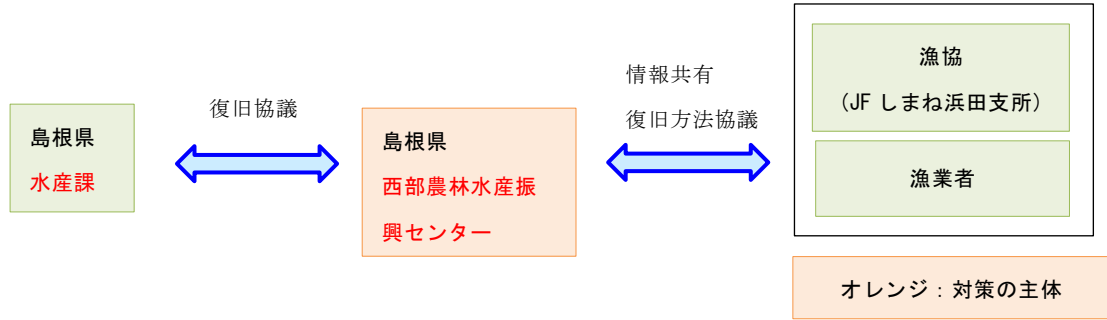
表- 4.3 事後対策一覧表

完了した対策にはチェック↓

対象	事後対策	参照ページ	担当(◎は主体)							対象漁業		チェック
			県一漁港	県一水産	漁協	浜田市	漁業者	仲買人	加工業者	漁業	底びき網 まき網漁業	
漁場	瓦礫の撤去	44	◎	◎	●		●			◎	◎	□
漁港	瓦礫の撤去	45	◎		●	●				◎	◎	□
	岸壁確保	45	◎		●					◎	◎	□
	漁船の確保	46					◎			◎	◎	□
	油の入手	47			◎					◎	◎	□
	陸電機能の回復	47	◎		◎					●	●	□
	氷の確保	48			◎	●				◎	◎	□
	飲料水の入手	48			◎	◎				◎	◎	□
市場	荷捌所の確保	49			◎	◎	●	●		◎	◎	□
	機材の確保 (陸揚台・ベルコン等)	50			◎		◎	◎		◎	◎	□
	漁具の確保	50					◎			○	○	□
	魚箱の確保	51					◎			○	○	□
	フォークリフトの確保	51			◎					◎	◎	□
	パレット確保	52			◎	●		◎		◎	◎	□
加工	加工場・ 冷凍施設の復旧	52						◎	◎	◎	◎	□
	原材料の確保	52						◎		○	○	□
	腐敗物処理	52						◎		○	○	□
流通	臨港道路の確保	53	◎		●					◎	◎	□
	出荷先の確保	52						◎	◎	◎	◎	□
	車両の確保	52						◎	◎	◎	◎	□
その他	公的支援の 確認・申請	54	●	●		●	◎	◎	◎	◎	◎	□
	情報発信 (広報)	54	◎	◎		◎				○	○	□
参考	復旧に係る事業 制度等	55	◎	◎		◎	●	●	●	◎	◎	□

県一漁港：島根県西部農林水産振興センター漁港課 県一水産：島根県西部農林水産振興センター水産課
 担当の凡例については、◎：主担当 ●：副担当。対象漁業の凡例については、P19を参照

✓ 瓦礫の撤去（漁場）



1) 瓦礫の情報収集

※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) 復旧方法等の協議

- ① 漁業者は瓦礫堆積状況を確認する。
- ② 島根県西部農林水産振興センターは、漁業者と魚礁復旧方法(優先順位等)について協議する。

3) 島根県西部農林水産振興センターは、水産課と復旧協議をする。

<連絡先>

島根県 水産課 TEL:0852-22-5592 FAX:0852-22-5929	島根県 西部農林水産振興センター TEL:0855-29-5635、0855-29-5632 FAX:0855-22-5637
漁業協同組合（JF しまね浜田支所） TEL:0855-22-3300 FAX:0855-22-1194	一般社団法人島根県機船底曳網漁業連合会 TEL:0855-22-1576 FAX:同上
浜田中型旋網船主会 TEL 0852-22-1537 FAX 0855-22-4818	山陰旋網漁業協同組合 TEL:0859-42-6381 FAX:0859-42-3385
漁業協同組合(JF しまね浜田支所)一本釣協議会 TEL: 0855-22-3300 FAX: 0855-22-1194	

<連絡先>

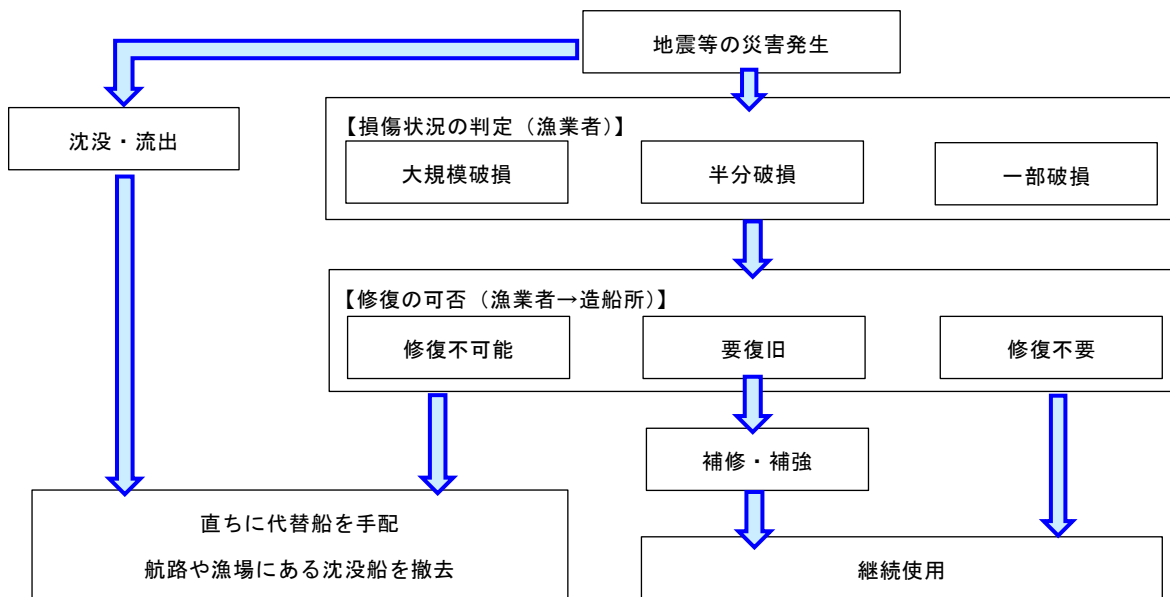
島根県 水産課 TEL:0852-22-5592 FAX:0852-22-5929	島根県 西部農林水産振興センター TEL:0855-29-5635、0855-29-5632 FAX:0855-22-5637
島根県 浜田県土整備事務所 TEL:0855-29-5654 FAX:0855-29-5691	島根県 浜田港湾振興センター TEL:0855-27-1082 FAX:0855-27-4053
浜田市 産業経済部水産振興課 TEL:0855-25-9520 FAX:0855-23-3701	漁業協同組合 (JFしまね浜田支所) TEL:0855-22-3300 FAX:0855-22-1194

✓ 漁船の確保 (漁港)



オレンジ：対策の主体

1) 漁船被害状況の把握



※被害状況の情報収集・伝達については 37 ページ参照

2) 漁船の確保

- ① 漁業者は造船所、鉄工所、メーカー等に漁船等の代替、修理、購入を依頼する。

✓ 油の入手（漁港）

漁協
(JFしまね浜田支所)

代替の依頼

代替入手先

復旧工事の手配

鉄工所等

オレンジ：対策の主体

1) 石油タンクへの被害連絡
※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) 石油の代替手配

① 漁協(JFしまね浜田支所)は、油の代替を依頼する。

3) 石油施設の復旧

① 漁協(JFしまね浜田支所)は、復旧工事の手配を依頼する。

✓ 陸電機能の回復（漁港）

漁協
(JFしまね浜田支所)

島根県
西部農林水産振興センター

協議、予算確保

島根県水産課

手配

電気設備業者

オレンジ：対策の主体

1) 被災状況の把握

地震等の災害発生

明らかに修理不可能

【損傷状況の判定 (漁協・西部農振)】

大規模破損

半分破損

一部破損

【修復の可否 (漁協・西部農振→電気工事会社)】

修復不可能

要復旧

修復不要

解体・撤去

補修・補強

継続使用

2) 施設の応急復旧

① 漁協(JFしまね浜田支所)・島根県西部農林水産振興センターは、島根県水産課に協議（予算確保等）し、機能復旧工事を手配する。

<連絡先>

島根県 水産課 TEL:0852-22-5592 FAX:0852-22-5929	島根県 西部農林水産振興センター TEL:0855-29-5635、0855-29-5632 FAX:0855-22-5637
漁業協同組合 (JFしまね浜田支所) TEL:0855-22-3300 FAX:0855-22-1194	

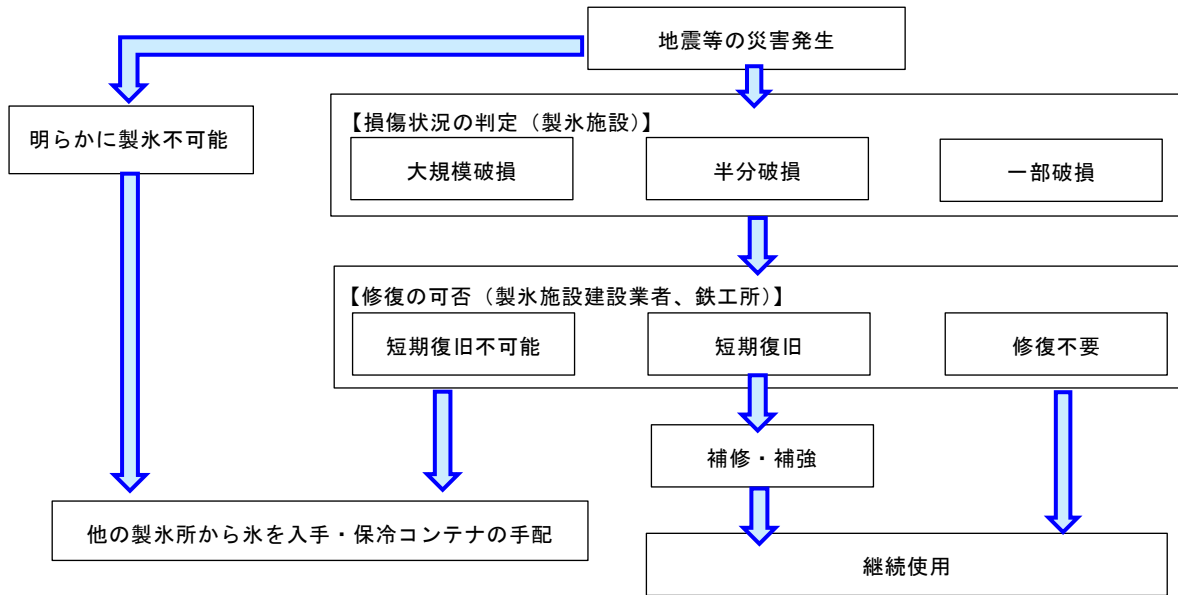
✓ 氷の確保（漁港）



オレンジ：対策の主体

1) 製氷施設の被害状況の把握

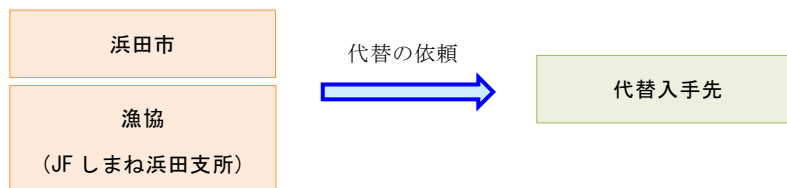
※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照



2) 製氷施設の復旧

① 漁協(JFしまね浜田支所)は、製氷施設の復旧を建設業者、鉄工所等に依頼する。

✓ 飲料水の入手（漁港）



オレンジ：対策の主体

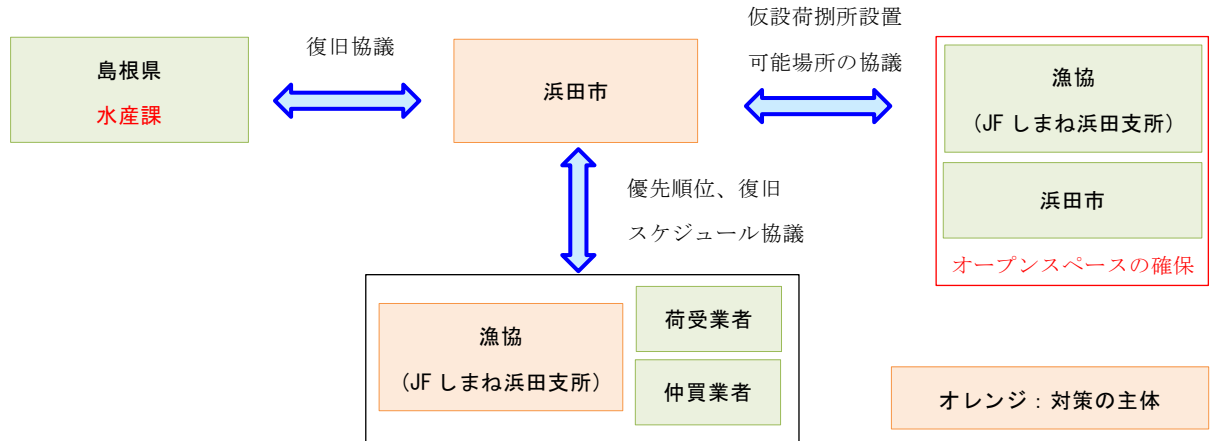
1) 給水施設への被害状況の把握

※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

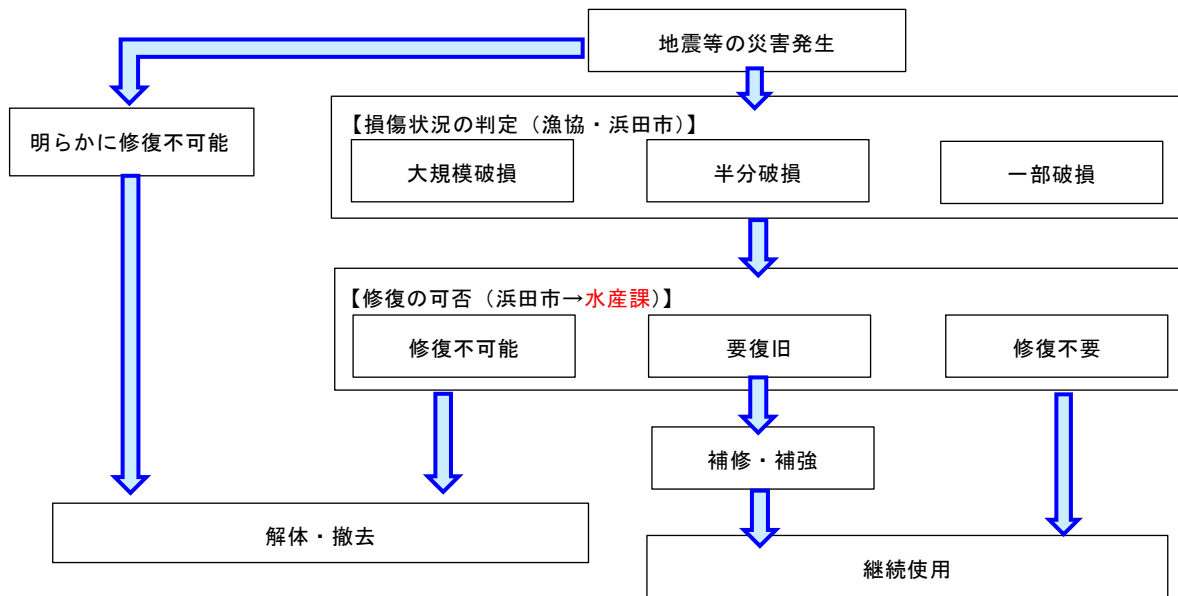
2) 水の手配

① 浜田市及び漁協(JFしまね浜田支所)は、水の代替を手配する。

✓ 荷捌所の確保（市場）



1) 被災状況の情報収集



※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) 施設の点検

- ① 浜田市、漁協(JFしまね浜田支所)は、協力して施設点検を行い島根県水産課に連絡、報告する。
- ② 浜田市は、復旧が必要な漁港施設の優先順位、復旧スケジュールについて漁協(JFしまね浜田支所)、荷受業者、仲買業者と協議する。
- ③ 島根県水産課は、浜田市と市場施設災害の復旧協議を行う。

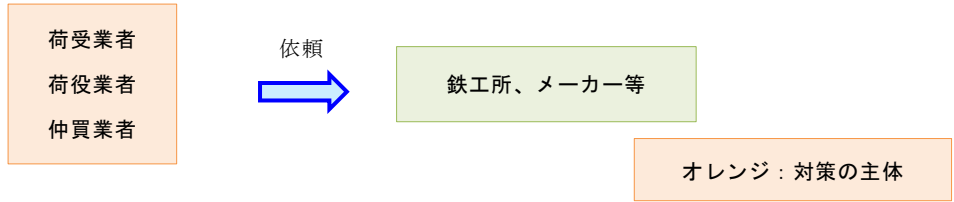
3) 仮設荷捌所の設置場所の確保（オープンスペース）

- ① 浜田市は、漁協(JFしまね浜田支所)と仮設荷捌所の設置場所（優先順位等）について協議する。

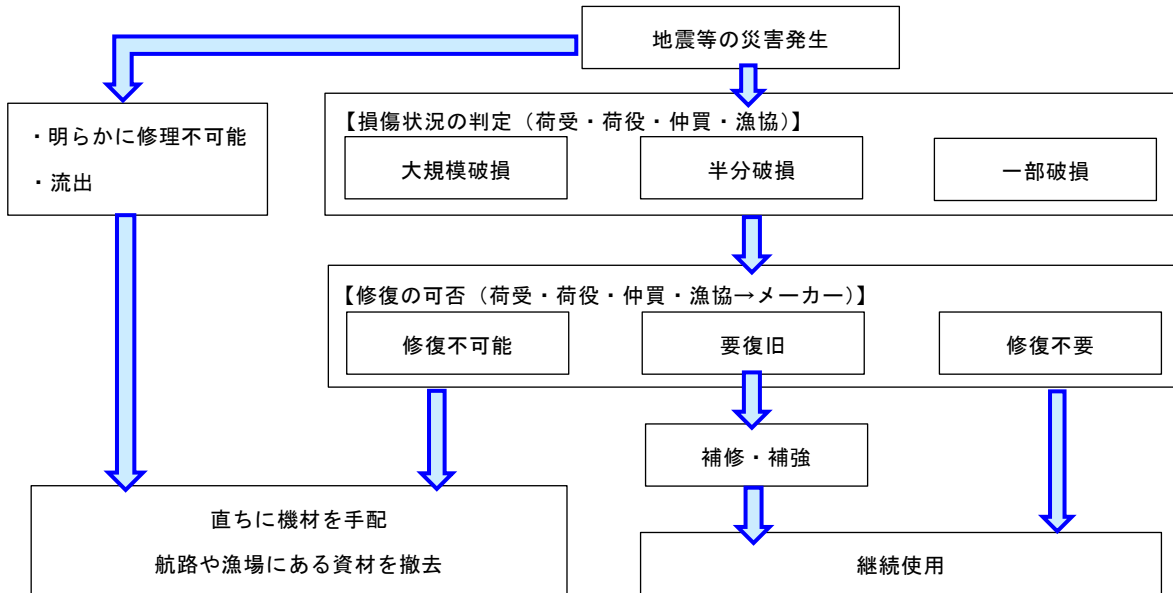
<連絡先>

島根県 水産課 TEL:0852-22-5592 FAX:0852-22-5929	浜田市 産業経済部水産振興課 TEL:0855-25-9520 FAX:0855-23-3701
漁業協同組合（JFしまね浜田支所） TEL:0855-22-3300 FAX:0855-22-1194	浜田魚商協同組合 TEL:0855-22-1788 FAX:0855-23-0172
株式会社タカハシ包装センター TEL:0855-22-4503 FAX:0855-22-4586	

✓ 機材の確保（市場）



1) 選別台、コンベア、台車等の被害状況の把握

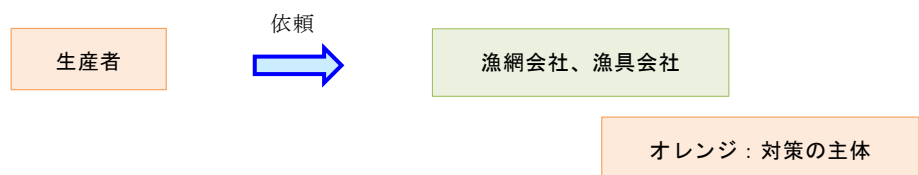


※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) 機材の手配

- ① 荷受業者、荷役業者、仲買業者は、事前に整理した新規調達先・修繕先に依頼する。

✓ 漁具の確保（市場）



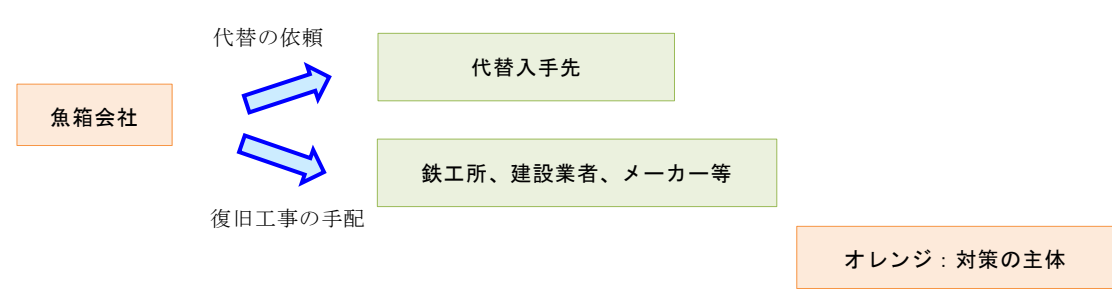
1) 漁具の被害状況（流出状況）の確認

※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) 漁具の入手依頼

- ① 生産者は、各取引先の漁網会社、漁具会社へ、漁具を依頼する。

✓ 魚箱の確保（市場）

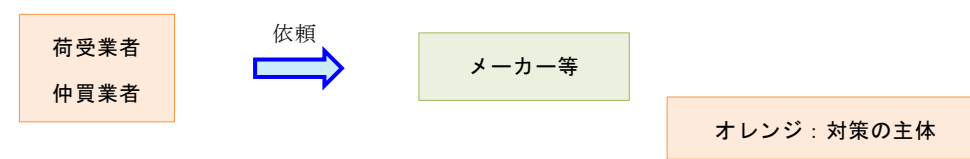


1) 魚箱会社の被害状況の把握
 ※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

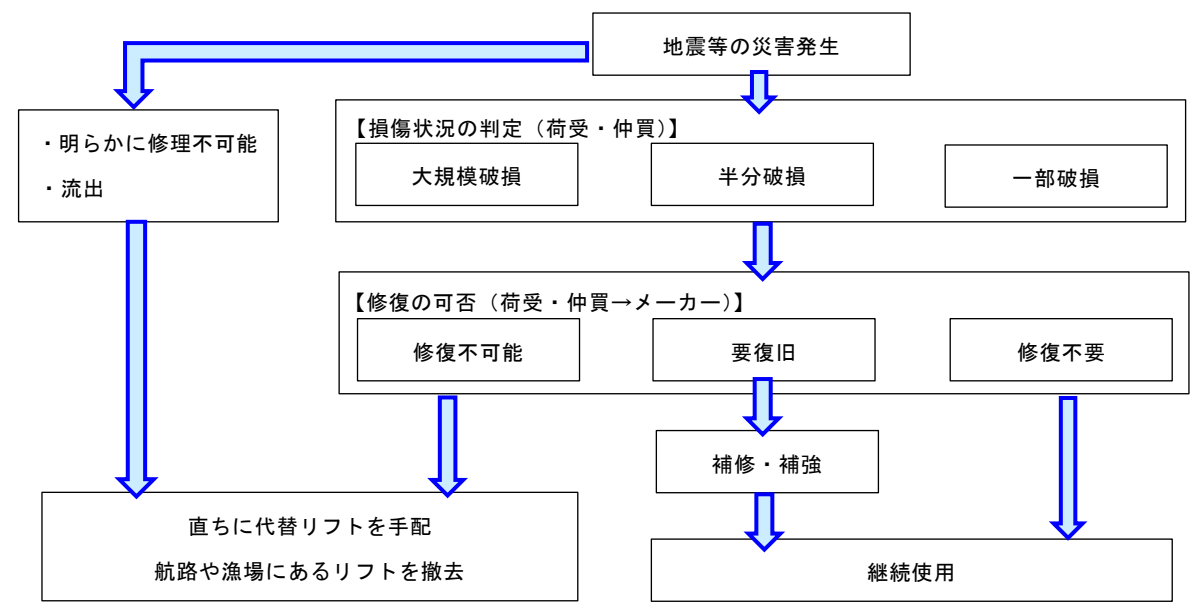
2) 魚箱の手配
 ① 各魚箱会社は、魚箱の代替を手配する。

3) 魚箱倉庫等の復旧
 ① 各魚箱会社は魚箱倉庫等の復旧工事を手配する。

✓ フォークリフトの確保（市場）



1) フォークリフトの被害状況の把握



※被害状況の情報収集・伝達については 37 ページ参照

2) フォークリフトの手配
 ① 荷受業者、荷役業者、仲買業者は、事前に整理した新規調達先・修繕先に依頼する。

✓ **パレット確保（市場）**

荷受業者
仲買業者

依頼

メーカー等

オレンジ：対策の主体

1) **パレットの被害状況（流出状況）の確認**
※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) **パレットの入手依頼**

① 荷受業者、仲買業者は、事前に整理した新規調達先に依頼する。

✓ **加工場、冷凍施設の復旧、原材料の確保、腐敗物処理
出荷先の確保、車両の確保（加工・流通）**

加工業者
仲買業者

依頼

建設業者・鉄工所等、物資業者、原材料業者、運送業者

連絡

顧客、関係者

オレンジ：対策の主体

1) **加工場、冷凍施設の被害状況の把握**
※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) **加工場、冷凍施設の復旧工事の手配**

① 加工・仲買業者は、建設業者・鉄工所等へ加工場、冷凍施設の復旧工事を依頼する。

3) **顧客・関係者への連絡（出荷先の確保）**

① 加工・仲買業者は、顧客、関係者へ被害状況及び今後の流通可能性を連絡する。

4) **事業に必要な物資の調達**

① 加工・仲買業者は、原材料等の事業に必要な物資を、物資業者に依頼する。

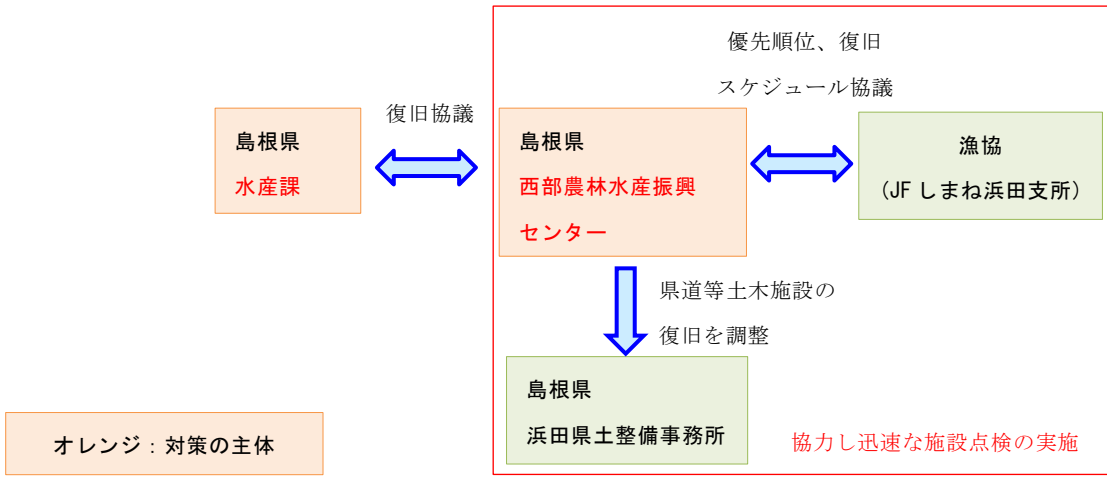
5) **原材料の確保**

① 加工・仲買業者は、原材料業者（他産地含む）に原材料を依頼する。

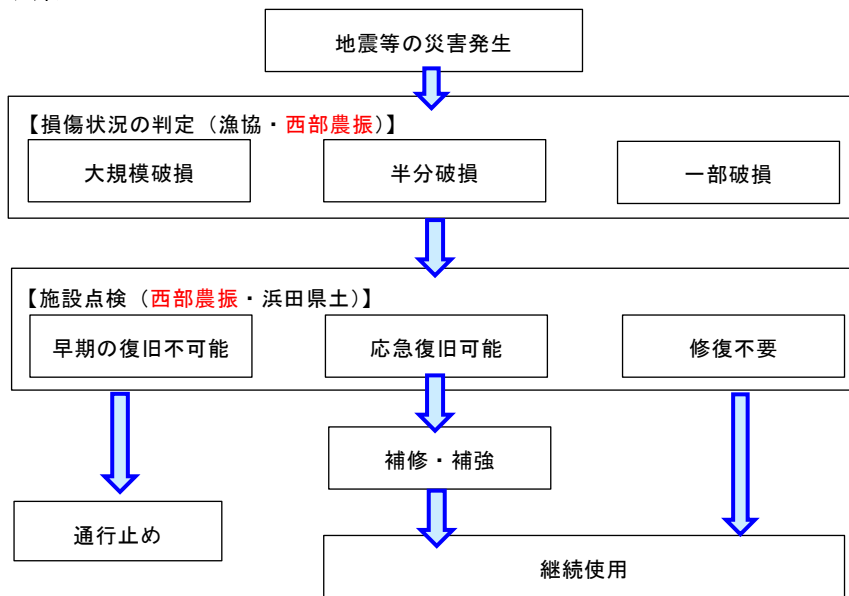
6) **車両の確保**

① 加工・仲買業者は、運送業者に車両の確保を依頼する。

✓ 臨港道路の確保(流通)



1) 被災状況の情報収集



※被害状況の情報収集・伝達については37ページ参照

2) 施設の点検

- ① 島根県浜田県土整備事務所、島根県西部農林水産振興センター、漁協(JFしまね浜田支所)は協力して施設点検を行い、島根県水産課に連絡、報告する。
- ② 島根県西部農林水産振興センターは、復旧が必要な漁港施設の優先順位、復旧スケジュールについて島根県浜田県土整備事務所、漁協(JFしまね浜田支所)と協議する。
- ③ 島根県水産課は、島根県西部農林水産振興センターと漁港施設災害の復旧協議を行う。

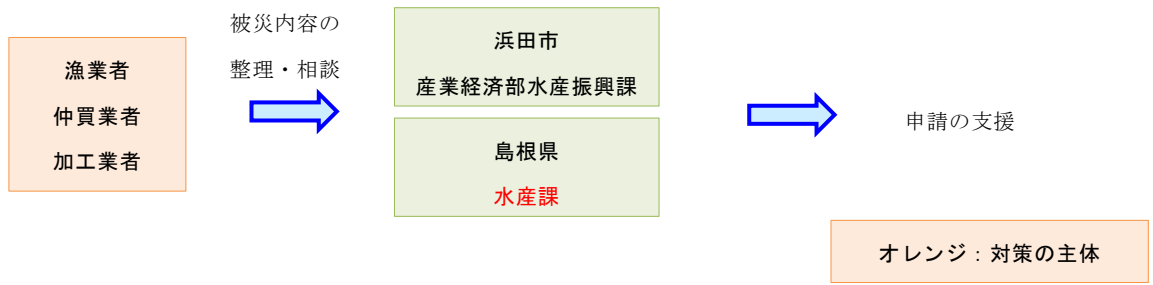
3) 漁港施設の応急復旧

- ① 島根県西部農林水産振興センターは、応急復旧を手配する。

<連絡先>

島根県 水産課 TEL:0852-22-5592 FAX:0852-22-5929	島根県 浜田県土整備事務所 TEL:0855-29-5654 FAX:0855-29-5691
島根県 西部農林水産振興センター TEL:0855-29-5635、0855-29-5632 FAX:0855-22-5637	漁業協同組合 (JFしまね浜田支所) TEL:0855-22-3300 FAX:0855-22-1194

✓ 公的支援の確認・申請(その他)



1) 公的支援の確認・申請

- ① 漁業者・仲買業者・加工業者は支援を受けたい施設等について被災内容を整理し相談する。
- ② 浜田市産業経済部水産振興課、島根県水産課は、水産関係、漁港関係の公的支援について補助金申請の支援をする。

✓ 情報発信(広報) (その他)



1) 情報発信

- ① 島根県西部農林水産振興センターは、市場施設、漁港施設、水産流通の被災状況、復旧情報等を発信する。
- ② 浜田市産業経済部水産振興課は、市内水産業全般の被災状況、復旧情報等を発信する。

✓ 参考) 復旧等に係る事業制度等

被災を受けた場合に、復旧・復興を進めるための事業・制度の事例として、東日本大震災において実施された支援内容を以下に示す。

番号	支援内容
(1) 漁船・共同定置網の復旧と漁船漁業の経営再開に対する支援	
1	<u>漁業の復興支援（漁業復興支援運営事業、がんばる漁業復興支援事業）</u> 地域で策定した復興計画に基づき震災前以上の収益性確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費等）を支援。 担当部署：水産庁漁業調整課
2	<u>漁船等復興対策（共同利用漁船等復旧支援対策事業、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業）</u> 漁協等が行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入や漁業者グループによる省エネ機器設備の導入を支援。 担当部署：水産庁漁業調整課、水産庁企画課
(2) 養殖施設の再建と養殖業の経営再開・安定化に向けた支援	
1	<u>養殖復興支援（養殖復興支援運営事業、がんばる養殖復興支援事業）</u> 地域で策定した復興計画に基づき5年以内の自立を目標として、生産の共同化による経営の再建に必要な経費（生産費用、資材費等）を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
2	<u>養殖施設災害復旧</u> 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく養殖施設の災害復旧事業を実施。 担当部署：水産庁栽培養殖課
3	<u>養殖施設復旧・復興関係</u> 被災した漁協等が共同利用施設として養殖いかだ、はえ縄施設、採苗施設等を整備する取組を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
4	<u>種苗発生状況等調査</u> 被災地に適した種苗の確保を進めるために、震災後の海域環境下における天然種苗の発生状況・海洋環境や各地域の種苗特性を調査し、漁業者に情報を提供。 担当部署：水産庁研究指導課
(3) 種苗放流による水産資源の回復と種苗生産施設の整備に対する支援	
1	<u>種苗生産施設関係の整備</u> 被災した放流用種苗生産施設のうち規模の適正化や種苗生産機能の効率化・高度化を図る施設の整備を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
2	<u>被災海域における種苗放流支援</u> 他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入による放流種苗を確保するとともに、放流種苗を速やかに放流海域に適応させるために生息環境を整える取組を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
(4) 水産加工流通業等の復興・機能強化に対する支援	
1	<u>漁協・水産加工協等共同利用施設復旧・復興関係</u> 被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（荷捌施設、加工処理施設、給油施設等）のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設の整備を支援。 担当部署：水産庁防災漁村課
2	<u>水産業共同利用施設復旧支援</u> 被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（製氷施設、市場、加工施設、冷凍冷蔵施設等）の早期復旧に必要な機器等の整備を支援。

	担当部署：水産庁加工流通課
3	<p><u>加工原料等の安定確保取組支援</u></p> <p>水揚げが本格的に再開されるまでの当面の間、緊急的に遠隔地から加工原料等を確保する際の掛かり増し経費を支援。</p> <p>担当部署：水産庁加工流通課、水産庁漁業調整課</p>
4	<p><u>農林水産業共同利用施設災害復旧</u></p> <p>被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧を支援。</p> <p>担当部署：経営局総務課</p>
(5) 漁港、漁村等の復旧・復興	
1	<p><u>水産関係施設等被害状況調査</u></p> <p>被災地域における漁港、漁船、養殖施設、定置網等の漁業関係施設等の被害状況の調査を実施。</p> <p>担当部署：水産庁計画課</p>
2	<p><u>漁港関係等災害復旧（漁港施設等災害復旧事業、漁港施設等災害関連事業）</u></p> <p>地震や津波の被害を受けた漁港、海岸等の災害復旧及びこれと併せて行う再度災害防止等のための災害関連事業を実施。</p> <p>担当部署：水産庁防災漁村課</p>
3	<p><u>水産基盤整備（拠点漁港等復興対策の推進（被災地対策）、漁港緊急防災対策の推進（全国防災対策））</u></p> <p>拠点漁港の流通・防災機能の強化、水産加工場等用地のかさ上げ・排水対策、漁場生産力回復のための整備等の実施とともに、地震・津波の危険が高い地域での漁港の防災対策を強化。</p> <p>担当部署：水産庁計画課</p>
4	<p><u>漁港施設復旧・復興関係</u></p> <p>被災した漁港の機能回復を図るための施設の整備を支援。</p> <p>担当部署：水産庁防災漁村課</p>
5	<p><u>農山漁村地域整備交付金</u></p> <p>被災地及び東海・東南海・南海地震に伴う津波が想定される地域に重点化し、早急に海岸保全施設の整備等を実施。</p> <p>担当部署：水産庁防災漁村課</p>
(6) がれきの撤去による漁場回復活動に対する支援	
1	<p><u>漁場復旧対策支援（漁場生産力回復支援事業、漁場漂流物回収処理事業、漁場堆積物除去事業、被害漁場環境調査事業）</u></p> <p>漁業者等が行う瓦礫撤去、底びき網漁船等による広域的な瓦礫撤去の取組や操業中に回収した瓦礫処理への支援、漁場の回復状況の調査を実施。</p> <p>担当部署：水産庁漁場資源課</p>
(7) 燃油・配合飼料の価格高騰対策、担い手確保対策	
1	<p><u>漁業経営セーフティネット構築事業</u></p> <p>震災復興の阻害要因である燃油・配合飼料価格の高騰の影響を緩和するために、国と漁業者・養殖業者が積み立てている基金の臨時積増しを行い、事業が安定的に実施できるよう措置。</p> <p>担当部署：水産庁企画課</p>
2	<p><u>漁業復興担い手確保支援対策</u></p> <p>漁業関係の雇用の維持・確保のための若青年漁業者の技術習得の支援や漁家子弟の就業支援等の実施、漁協を通じた経営再建指導等により、復興に必要な担い手の確保・育成を支援。</p> <p>担当部署：水産庁企画課、水産庁水産経営課</p>
(8) 漁業者・加工業者等への無利子・無担保・無保証人融資	
1	<p><u>水産関係資金無利子化等</u></p>

4.発災後にすべきこと

	<p>災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金（水産加工資金を含む。）、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金を実質無利子化するとともに、無利子化する日本政策金融公庫資金の無担保・無保証人化を実施。</p> <p>担当部署：水産庁水産経営課、水産庁加工流通課</p>
2	<p><u>漁業者等緊急保証対策</u></p> <p>漁業者・漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援を実施。</p> <p>担当部署：水産庁水産経営課</p>
3	<p><u>保証保険資金等緊急支援</u></p> <p>東日本大震災により急増が見込まれる保証保険機関の代位弁済経費を助成。</p> <p>担当部署：水産庁水産経営課</p>
4	<p><u>漁協経営再建緊急支援</u></p> <p>漁協等が経営再建のために借り入れる資金の実質無利子化を実施。</p> <p>担当部署：水産庁水産経営課</p>
(9) 漁船保険・漁業共済支払への対応	
1	<p><u>漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払</u></p> <p>東日本大震災により発生する漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払に充てるための特別会計への繰入れを実施。</p> <p>担当部署：</p>
2	<p><u>漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助</u></p> <p>被災した地域の漁船保険組合・漁業共済組合の保険金等の支払財源を支援。</p> <p>担当部署：</p>
(10) 東日本大震災復興交付金	
<p>東日本大震災復興交付金によって、被災した市町村の共同利用施設や地域の復興方針等に沿った加工流通施設の整備、被災地域における市町村営漁港の漁港施設用地かさ上げ・排水対策等の整備、被災地域における漁業集落の地盤のかさ上げや生活基盤等の整備、水産関係試験研究機関の整備等について支援が行えるよう措置。</p> <p>担当部署：復興庁</p>	

改訂履歴

令和2年7月：策定

令和7年3月：関係機関の名称変更及びBCP訓練結果等による改訂

参考資料

参考資料-1 連絡先一覧

参考資料-2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当施設/漁港担当施設)

参考資料-3 各団体の被災状況チェックリスト

参考資料-4 各機能の復旧期間

参考資料-5 2024年 机上訓練内容・結果

参考資料- 1 連絡先一覧

【BCP 協議会 構成機関】

協議会の構成機関			住所	連絡先 (電話・FAX)
会長	卸売	漁業協同組合 JF しまね浜田支所	島根県浜田市原井町 3050-1 (7号市場 2階)	TEL 0855-22-3300 FAX 0855-22-1194
委員	生産者	一般社団法人島根県機船底曳網漁業連合会	島根県浜田市原井町 3050-1	TEL 0855-22-1576 FAX 同上
		浜田中型旋網船主会	島根県浜田市大辻町 111	TEL 0852-22-1537 FAX 0855-22-4818
		山陰旋網漁業協同組合	鳥取県境港市昭和町 2-23	TEL 0859-42-6381 FAX 0859-42-3385
		漁業協同組合 JF しまね浜田支所一本釣協議会	島根県浜田市原井町 3050-1	TEL 0855-22-3300 FAX 0855-22-1194
	仲買	浜田魚商協同組合	島根県浜田市原井町 3050-1	TEL 0855-22-1788 FAX 0855-23-0172
	荷役	株式会社タカハシ包装センター	島根県浜田市原井町 3050-34	TEL 0855-22-4503 FAX 0855-22-4586
	運送	浜田トラック事業協同組合	島根県浜田市下府町 327-114	TEL 0855-25-5912 FAX 0855-22-8360
	行政	島根県 西部農林水産振興センター 総務課	島根県浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎 5階	TEL 0855-29-5685 FAX 0855-22-5637
		島根県 西部農林水産振興センター 水産課		TEL 0855-29-5632 FAX 0855-22-5637
		島根県 西部農林水産振興センター 漁港課		TEL 0855-29-5635 FAX 0855-22-5637
浜田市 産業経済部水産振興課		TEL 0855-25-9520 FAX 0855-23-3701		
事務局	行政	島根県 農林水産部水産課	島根県松江市殿町 1	TEL 0852-22-5592 FAX 0852-22-5929
		島根県 西部農林水産振興センター 漁港課	島根県浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎 5階	TEL 0855-29-5635 FAX 0855-22-5637
		島根県 西部農林水産振興センター 水産課	島根県浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎 5階	TEL 0855-29-5632 FAX 0855-22-5637
		浜田市 産業経済部水産振興課	島根県浜田市殿町 1	TEL 0855-25-9520 FAX 0855-23-3701

【その他】

機関名	連絡先（電話・FAX）
島根県 浜田地区災害対策本部	TEL 0855-29-5654 FAX 0855-29-5691
島根県 浜田県土整備事務所	TEL 0855-29-5654 FAX 0855-29-5691
島根県 浜田港湾振興センター	TEL 0855-27-1082 FAX 0855-27-4053
浜田共同水産加工業共同組合	TEL 0855-23-5322 FAX 0855-23-6482

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 1/3)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
漁場	底びき網漁業	瓦礫の堆積	西部農振				
	まき網漁業						
漁船	底びき網漁業	船体・船員	漁業者				
		漁労資材					
	まき網漁業	船体・船員					
		漁労資材					
給油施設	陸上施設	建物・タンク	漁協				
		配管					
		電気					
		その他					
	海上給油機能	船舶等					
		その他					
製氷施設	製氷	建物	漁協				
		機械設備					
		その他					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 2/3)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
給水施設	給水	建物	浜田市				
		機械設備					
		その他					
漁具	底びき網漁業		漁業者				
	まき網漁業						
荷捌所 荷捌機材	4号荷捌所	建物	漁協				
		電気					
		水道					
		取水施設					
		ベルトコンベア					
		選別機					
		フォークリフト					
		魚箱					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 3/3)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
荷捌所 荷捌機材	7号荷捌所	建物	漁協				
		電気					
		水道					
		取水施設					
		ベルトコンベア					
		選別機					
		フォークリフト					
		魚箱					
加工場・ 冷凍施設	加工場	建物	仲買人 加工業者				
		機械設備					
		その他					
	冷凍施設	建物					
		機械設備					
		その他					

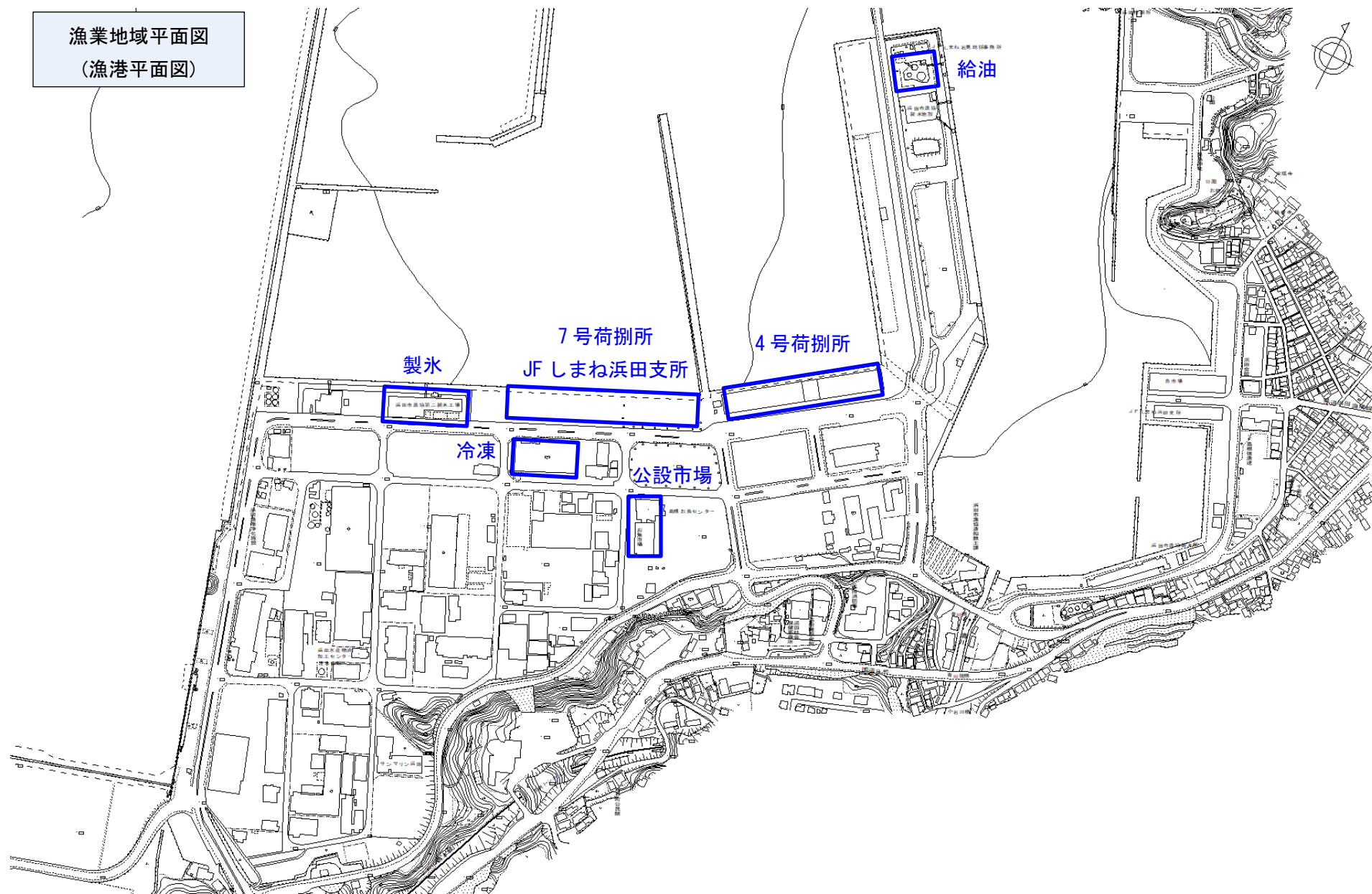
参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(漁港担当 1/2)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
岸壁	4号岸壁		西部農振				
	7号岸壁						
	その他の岸壁(4号・7号以外)						
防波堤			西部農振				

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(漁港担当 2/2)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
泊地			漁協				
道路	県道 241 号線		浜田県土				
	周辺道路(市道など)		浜田市				
	臨港道路	4 号前	西部農振				
		5 号前					
		6 号前					
		7 号前					
		製氷施設前					
		マリン大橋					

漁業地域平面図
(漁港平面図)



漁業地域平面図
(別途大判図面を準備)

参考資料- 3 各団体の被災状況チェックリスト

団体名	建物	電気	電話	パソコン	FAX	ネット	災害無線	水道	被災状況の概要
漁業協同組合 JFしまね浜田支所									
一般社団法人島根県機船底曳網漁業連 合会									
浜田中型旋網船主会									
山陰旋網漁業協同組合									
漁業協同組合 JFしまね浜田支所 一本釣協議会									
浜田魚商協同組合									
株式会社タカハシ包装センター									
浜田トラック事業協同組合									
島根県 農林水産部 水産課									
島根県 西部農林水産振興センター									
浜田市 産業経済部水産振興課									

参考資料- 4 各機能の復旧期間

	項目	復旧期間		具体的な対策内容	優先順位
		底びき網漁業	まき網漁業		
漁場	瓦礫堆積				
漁港	瓦礫堆積				
	岸壁損傷				
	漁船流出				
	給油施設の損傷				
	陸電機能損傷				
	水の不足				
	飲料水の不足				
市場	荷捌所損傷				
	機材流出				
	漁具流出				
	魚箱流出				
	フォークリフト				
	パレット流出				
	海水供給施設損傷				
加工	加工場・ 冷凍施設損傷				
	原材料の不足				
	腐敗物処理				
流通	臨港道路損傷				
	出荷先の不足				
	車両の不足				
	目標復旧期間				

参考資料-5 2024年 机上訓練内容・結果

【訓練1】災害発生1週間後の水産物生産・流通再開に向けた課題を整理する

被害想定シナリオ（発災後1週間経過、給油施設および製氷施設が使用不可）をもとに、水産物の生産・流通を再開するために、「生じる影響」「どのような行動を取るか」「その問題点や懸念点は何か」などについての意見を出す。

【訓練2】災害発生時の情報収集・共有の流れを確認する

災害が発生した際における、自身が所属する団体内での情報収集および共有の流れ、さらに団体間での情報共有の流れについての意見を出す。

意見交換・アンケート

訓練1および訓練2の実施後、訓練の内容について振り返るための「意見交換とアンケートの時間」を設ける。この時間では、訓練を通じて得られた気づきや改善点、課題について自由に意見を出す。また、アンケートを通じて、訓練全体に関するご意見・ご提案を伺い、今後のBCP計画の見直し・訓練の実施に役立てる。



【訓練の様子】

● 訓練の流れ：

訓練1

訓練2

意見交換・アンケート

③ 訓練の結果

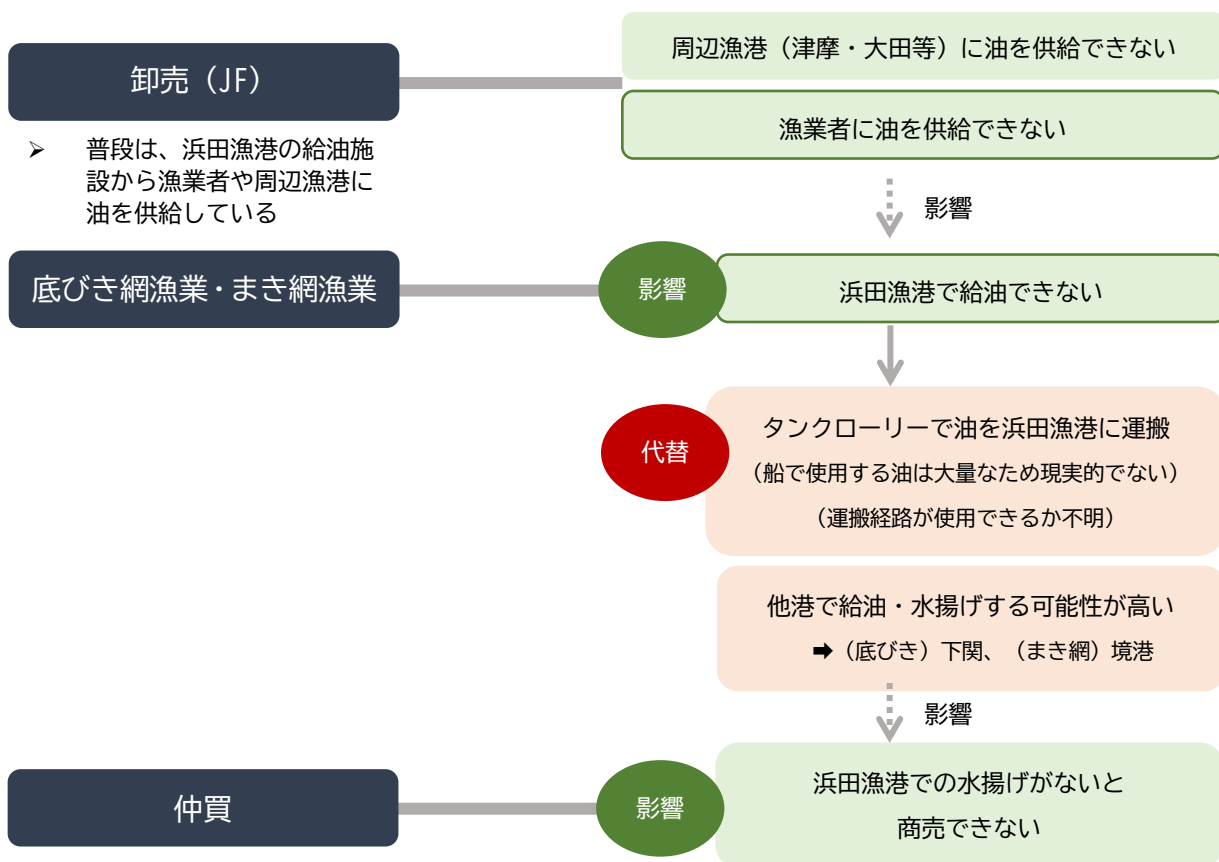
訓練時に参加者から発言があった内容及びアンケートの結果を元に、訓練の結果を整理する。

訓練 1 に関する意見（概要） ▶ 給油・製氷施設が使用できない場合の影響・代替策

【発災から 1 週間後、給油施設が使用できない場合に生じる影響・代替案】

意見内容

- 「給油施設・油の重要性」「災害時における燃料の安定供給」は漁業を行う上で不可欠であることを参加者間で確認した。
- 今後は、浜田漁港での給油状況や施設の老朽化状況に加えて、燃料の供給を受ける周辺漁港の施設に関する情報整理の必要性について意見があった。
- 浜田漁港で給油できない場合、代替的に給油し、水揚げを行う可能性がある他漁港との連携体制構築を求める意見があった。
（ただし、他漁港で水揚げを行うことで、仲買人をはじめ地元事業者が事業を継続できなくなる恐れがあるため、慎重に検討が必要となる）

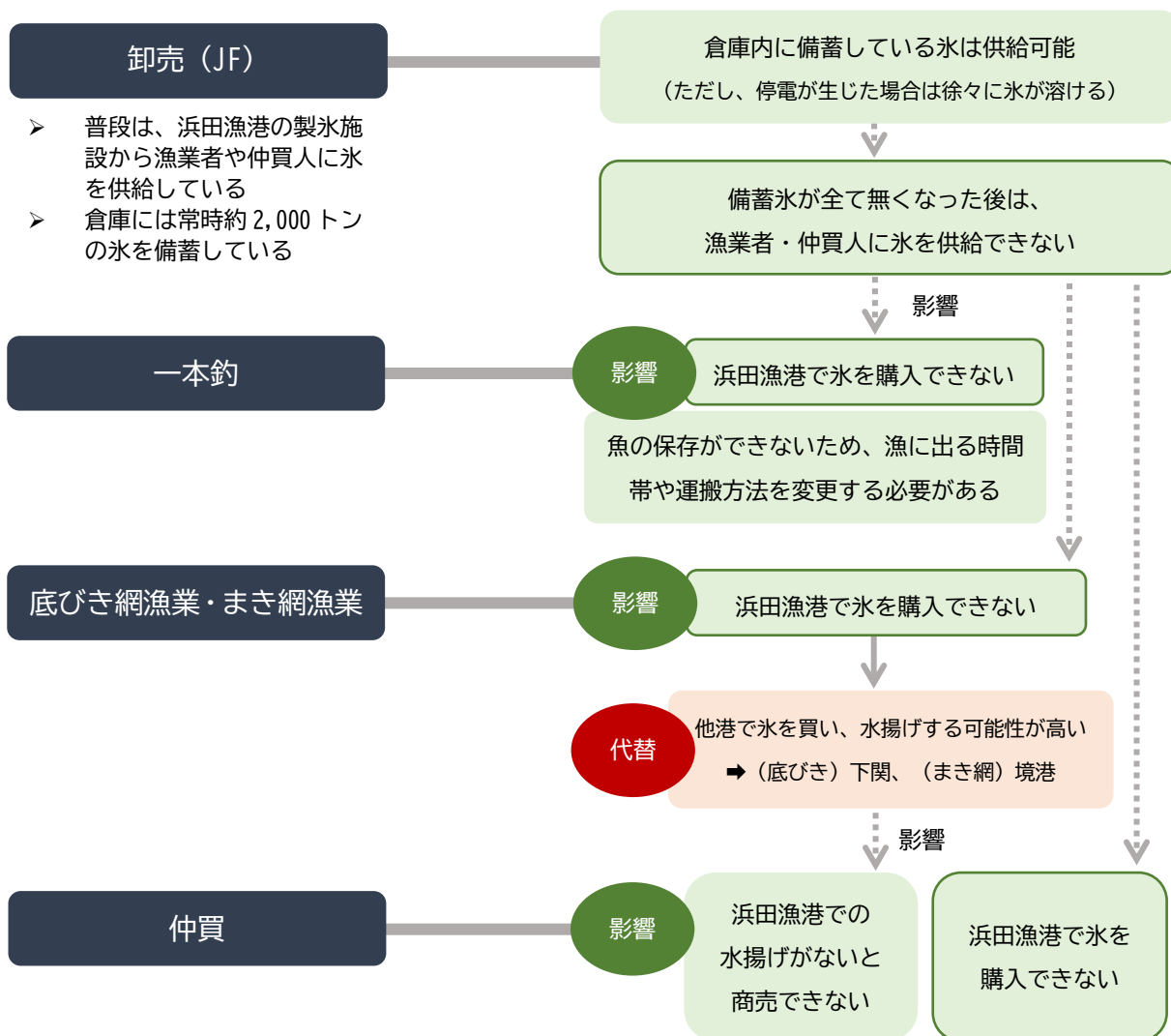


【燃料供給停止時の水産物の生産・流通影響フロー】

【発災から1週間後、製氷施設が使用できない場合に生じる影響・代替案】

意見
内容

- 「製氷施設・氷の重要性」「災害時における氷の安定供給」は漁業・販売・流通を行う上で不可欠であることを参加者間で確認した。
- 今後は、浜田漁港での製氷量、氷の販売状況や施設の老朽化状況に加えて周辺漁港の施設に関する情報整理が必要性的について意見があった。
- 浜田漁港で製氷できない場合、代替的に氷を購入し、水揚げを行う可能性がある他漁港との連携体制構築を求める意見があった。
(ただし、他漁港で水揚げを行うことで、仲買人をはじめ地元事業者が事業を継続できなくなる恐れがあるため、慎重に検討が必要となる)



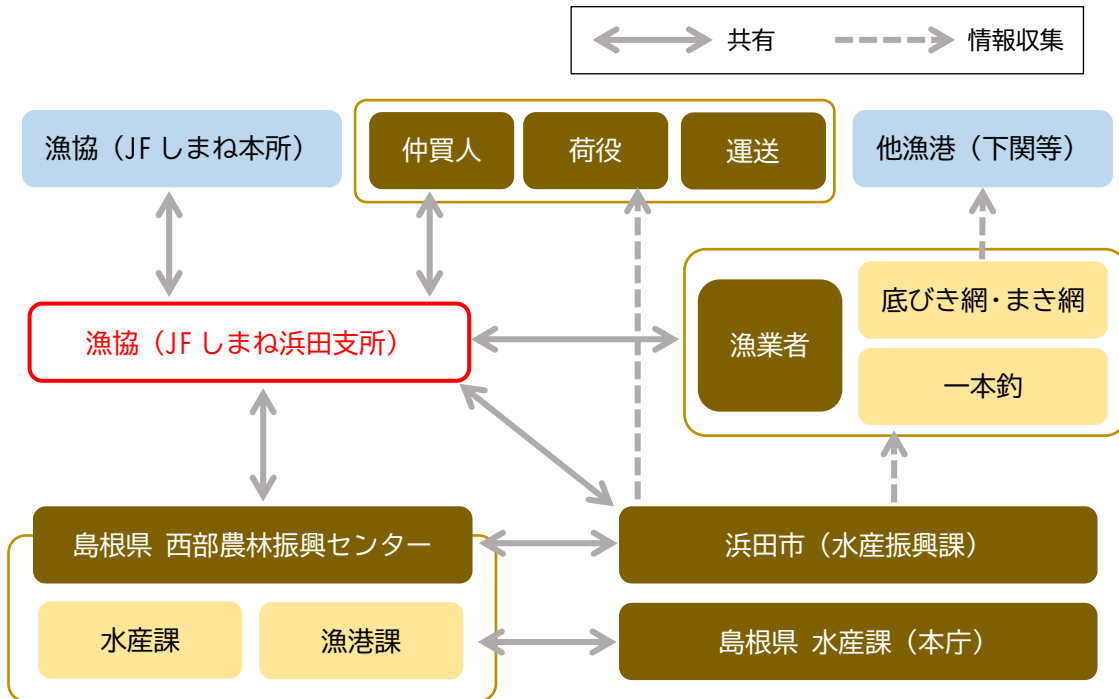
【製氷機能停止時の水産物の生産・流通影響フロー】

訓練 2 に関する意見（概要） ▶ 発災後の情報収集・共有の流れを確認

【発災後、被害状況の情報収集や団体間の連絡の流れを確認】

意見
内容

- JF しまね（浜田支所）：
 - ・ 災害発生時には、浜田市・島根県・漁業者等と情報を共有することや組織の中の上位機関（JF しまね本所）と連絡を密に取り合うことになる。様々な情報が JF しまね浜田支所長に集中する可能性が高い。前もって、災害発生時における JF しまね内部の担当・役割を決め、災害に備えた体制づくりが必要になる。
- 島根県：
 - ・ 西部農林水産振興センターが、JF しまね浜田支所や浜田市と連絡を取り合うことになる。ただし、部署によって担当・役割が異なる。（漁港課→漁港などのハード面が中心、水産課→水産物の生産・流通関係）
 - ・ 西部農林水産振興センターから随時、水産課（本庁）に情報を共有する。
- 浜田市：
 - ・ 今回の訓練で想定する規模の災害が発生した場合、浜田市は被災自治体となるため、浜田漁港での事案については水産振興課が担当、対応することになる。
 - ・ JF しまね浜田支所や島根県西部農林振興センターと連絡を取り合うことが多くなるが、状況把握のために、漁業者や仲買人等に直接連絡する場合も想定される。
- 漁業者：
 - ・ 被害状況は JF に報告することになる。また、浜田漁港の状況については JF に問い合わせ情報共有してもらうことになる。
 - ・ 被害状況によっては、他港での水揚げを行うため、他港の状況を漁業者各々が確認することになる。



【災害発生時における情報収集・共有関係図（机上訓練の結果を元に作成）】

意見交換・アンケート

意見交換の結果

参加者から出た感想や提案は以下のとおり。

意見
内容

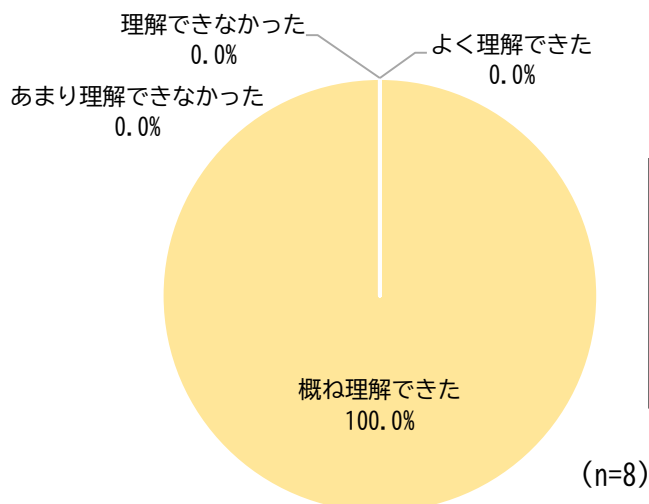
- **施設の老朽化:**
 - ・ 製氷施設、給油施設をはじめ老朽化した施設が多いため、災害時に損傷した場合、復旧に時間がかかることが懸念される。
 - ・ 老朽化した施設の耐震化や更新の検討が必要だと思う。ただし、予算はかなりかかる。
- **代替策の不足:**
 - ・ 災害発生時は普段使用できているものが、使用できない場合が想定できる。ただし、現時点では、代替策が十分に検討されていないため具体的に決めていく必要がある。
- **BCPの実効性:**
 - ・ 現行のBCPは、国のマニュアルをベースに作成しており、浜田漁港の実情に合っていない部分があるので見直しが必要だと思う。
- **定期的な訓練の実施:**
 - ・ 今後は様々な災害シナリオを想定した訓練を定期的を実施し、対応能力の向上を図る。
- **優先順位付けの明確化:**
 - ・ 災害発生時に、どの作業を優先すべきか優先順位を決める必要があると思う。
- **他の港との連携:**
 - ・ 必要に応じて、他の港との連携を強化する。
- **情報収集・共有体制:**
 - ・ 情報共有の仕組みが明確でないため災害発生時に混乱が生じる可能性がある。
 - ・ 災害時は色々な情報が集まりパニック状態になると思う。特に、JFはすべての関係機関と連絡を取り合うことになる。協議会の中で迅速に情報共有するための体制づくりが必要になると思う。
 - ・ 各団体の役割分担を明確にし、効率的な対応を行うべきだと思う。

アンケート調査の結果

参加者のうち、8名（高木会長、中路副会長、佐々木氏、中島氏（底びき網漁業者）、田中委員、石井委員、原委員、中島氏（浜田市））から回答いただいた。結果は以下のとおり。

① 訓練の目的・内容の理解度

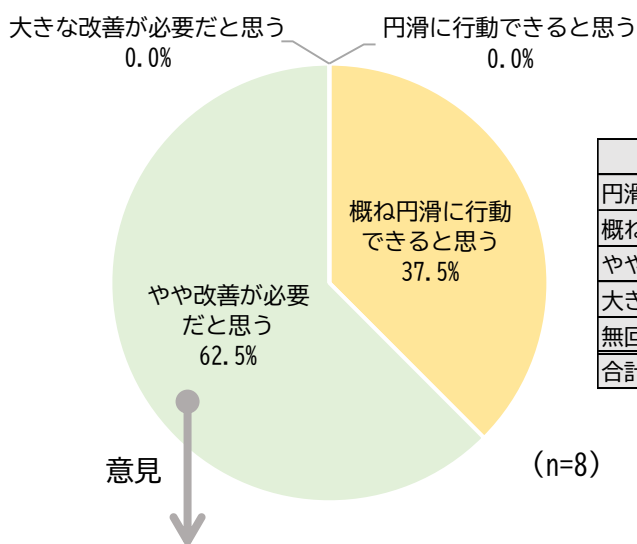
- 回答者全員から「概ね理解できた」と回答があった。



	回答数	構成比
よく理解できた	0	0.0%
概ね理解できた	8	100.0%
あまり理解できなかった	0	0.0%
理解できなかった	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	8	100.0%

② 災害発生時に円滑な行動がとれると思うか

- 回答者のうち、5名から「やや改善が必要だと思う」と回答があった。

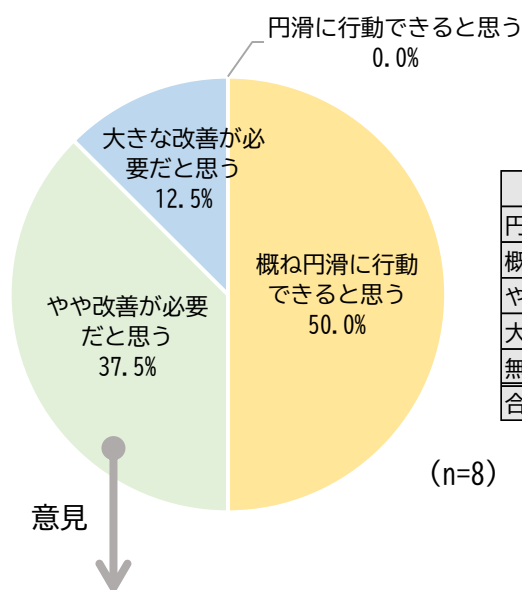


	回答数	構成比
円滑に行動できると思う	0	0.0%
概ね円滑に行動できると思う	3	37.5%
やや改善が必要だと思う	5	62.5%
大きな改善が必要だと思う	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	8	100.0%

- 漁業の再開に何が必要となるのか、買受人の業務の再開に何が必要なのか、具体的に確認していく必要がある。
- 被害の大きさによって、大幅に対応内容が変化するので想定が難しい。
- 協議会組織の情報収集（被害状況）をスピーディーに行う連絡網を作るべき。JF に設置すべきだと思うが、人員が少ない点をどうするか。

③ 災害発生時に情報収集・共有は円滑に機能するか

- 回答者のうち、4名から「概ね円滑に行動できると思う」と回答があった一方で、同じく4名から「改善が必要だと思う」と回答があった。

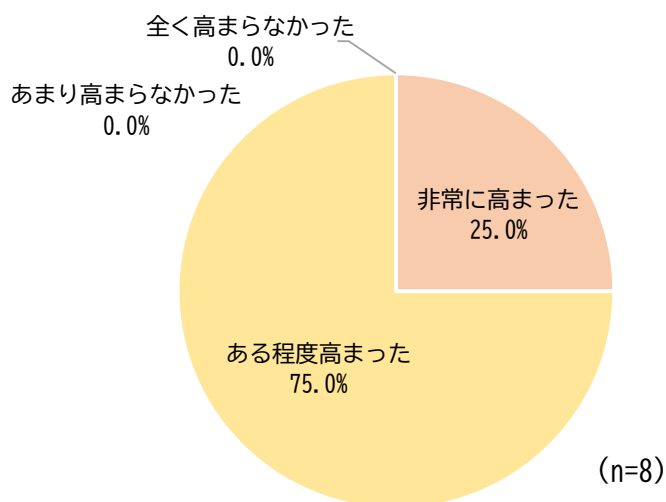


	回答数	構成比
円滑に行動できると思う	0	0.0%
概ね円滑に行動できると思う	4	50.0%
やや改善が必要だと思う	3	37.5%
大きな改善が必要だと思う	1	12.5%
無回答	0	0.0%
合計	8	100.0%

- JFの支所長に問い合わせが集中し、パンクする危険性が高い。

④ 訓練を通じて、BCPへの意識は高まったか

- 回答者のうち、6名から「ある程度高まった」、2名から「非常に高まった」と回答があった。



	回答数	構成比
非常に高まった	2	25.0%
ある程度高まった	6	75.0%
あまり高まらなかった	0	0.0%
全く高まらなかった	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	8	100.0%